

第2次 みどり市環境基本計画 〈後期計画〉

令和5年度～令和9年度
(2023年度～2027年度)

令和5年3月

(2023年3月)

みどり市

＜ 目 次 ＞

第1章 計画の基本的事項

1-1	計画策定の背景と目的.....	2
1-2	計画の位置づけ.....	3
1-3	計画の役割.....	3
1-4	計画の対象期間.....	3
1-5	計画の対象とする環境.....	4
1-6	計画の対象地域.....	4
1-7	計画の対象主体.....	4
1-8	各主体の役割.....	4

第2章 みどり市の概況

2-1	位置と地勢.....	8
2-2	気象.....	9
2-3	土地利用.....	10
2-4	人口・世帯数.....	11
2-5	産業.....	12
2-6	交通.....	13

第3章 計画の目標

3-1	環境の保全・創造の基本理念.....	16
3-2	市が目指す環境像.....	17
3-3	環境目標.....	18

第4章 みどり市の環境施策

4-1	環境施策の体系.....	22
4-2	環境の保全・創造に向けた市の取り組み.....	24

第5章 重点施策

5-1	位置づけとねらい.....	64
5-2	重点施策.....	64

第6章 計画の推進・進行管理

6-1	計画の推進.....	74
6-2	計画の進行管理.....	75
6-3	財源確保と健全な財政運営.....	76
6-4	各種計画との連携.....	77
6-5	国や県、近隣自治体との連携.....	77

資料編

資 料	第2次みどり市環境基本計画〈後期基本計画〉〔環境指標一覧〕	79
-----	-------------------------------------	----

第1章 計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の背景と目的

急激な気候変動の一層の深刻化、生物多様性の損失、水・大気環境の変化、マイクロプラスチックによる海洋汚染など、環境を取り巻く状況は世界規模で大きな課題となっており、もはや一刻の猶予もありません。

このような中、2015年(平成27年)には、「国連持続可能な開発サミット」において2030年(令和12年)に向けたアジェンダ(行動計画)が採択され、持続可能な開発目標(SDGs)が掲げられたほか、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で「パリ協定」が採択され、地球温暖化などの環境問題に対する国際レベルでの新たな取組がスタートしました。

本市においても、地球規模で進行する温暖化、またこれに起因する環境問題への取組を強化し、未来のこどもたちが笑顔で暮らせるよう、災害に強く持続可能なまちを構築することを目的に、2021年(令和3年)12月、人材育成などのみどり市の独自性を打ち出した「みどり5つのゼロ宣言」を表明、併せて「ゼロカーボンシティ」を表明いたしました。この「みどり5つのゼロ宣言」では、2050年までに自然災害による死者「ゼロ」、温室効果ガス排出量「ゼロ」、災害時の停電「ゼロ」、プラスチックごみ「ゼロ」、食品ロス「ゼロ」の5つの「ゼロ」を達成するため、ハード(インフラ強化)とソフト(人材育成)の両面から取組を強化するとしています。

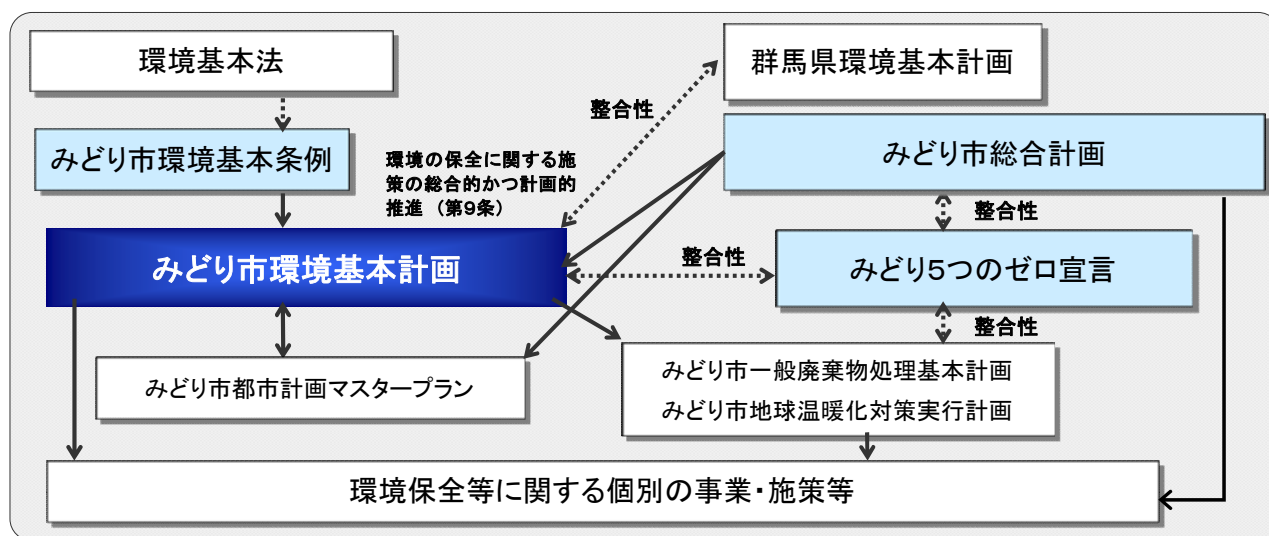
また、本市では、良好な環境の保全と創造に関する基本理念や市民、事業者、滞在者及び市の役割や環境の保全等に関する基本的な施策の方向性を示すため、2009年(平成21年)6月に「みどり市環境基本条例」を制定しました。この「みどり市環境基本条例」に基づき、2010年(平成22年)3月に策定した「みどり市環境基本計画」の計画期間満了に伴い、2018年(平成30年)3月に「第2次みどり市環境基本計画」を策定しました。この計画は、「みどり市総合計画」に掲げる将来像を環境面から補完するとともに、条例に掲げる基本理念の達成を目指し、持続可能な社会の実現に向けた施策の総合的かつ計画的な推進に取り組むための計画として策定されたものです。

今回の計画期間は、2018年度(平成30年度)から2027年度(令和9年度)までの10年間とし、中間年に見直しをすることになっています。

このことから、環境基本計画で定めた環境の保全・創造の基本理念や目指す環境像を継承しつつ、計画の進捗状況や社会情勢、「みどり5つのゼロ宣言」の表明などを踏まえ、環境施策や環境指標などについて部分的な見直しを行い、「第2次環境基本計画(後期計画)」を策定するものです。

1-2 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、下記のとおりです。



▲計画の位置づけ、相互の関連性

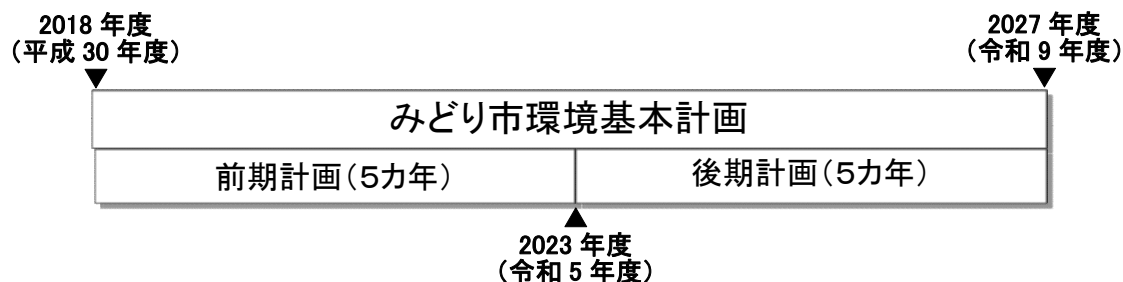
1-3 計画の役割

本計画は、主に以下のような役割を担っています。

課題の提起	市の環境の特徴や課題を把握し、認識を深めるものです。
環境目標	市民・事業者・滞在者及び市が一体となり取り組むための目標を共有するものです。
施策の方向	市の環境施策を中・長期的視点から総合的に推進するための方向性を示すものです。
重点的取組	目標の実現に向け、市が特に重点的に取り組む施策を掲げるものです。
行動の指針	市民や事業者、滞在者等の各主体の自発的行動を促す指針となるものです。
推進・進捗管理	計画の着実な推進を図るため、推進体制や進捗管理方策等を示すものです。

1-4 見直し後の計画の対象期間

見直し後の計画期間は、2023 年度(令和 5 年度)から 2027 年度(令和 9 年度)までの 5 年間とします。



1-5 計画の対象とする環境

本計画の対象となる環境の範囲は、概ね以下のとおりです。

自然環境	私たちの身のまわりに存在する空気や土、生物など、生物の生存基盤となる環境 森林環境／身近な自然／動植物・生態系／自然とのふれあい など
生活環境	大気質、水質、騒音、廃棄物など、私たちが生活・活動することにより何らかの影響を受け、新たに発生する環境 大気環境／水・土壌環境／廃棄物／身近な生活環境／放射性物質 など
快適環境	生活空間の中の緑、音、香り、景観など、ふれあいの中で快適と感じる環境 都市的環境／歴史・文化的環境／まち美化 など
地球環境	地球温暖化など、地球的規模で変化・進行する環境 地球温暖化／酸性雨、オゾン層破壊 など

1-6 計画の対象地域

本計画は、市全域を対象とします。また、地域により環境の特性や取組などが異なるため、各地域性にも配慮するものとします。

ただし、大気や水、地球環境問題など、流域あるいは広域に対応することが望ましい事項については、周辺地域や県、国及び地球全域も視野に入れた計画とします。

1-7 計画の対象主体

本計画の対象とする主体は、市民、事業者、滞在者及び市とします。

1-8 各主体の役割

市のより良い環境づくりに向けては、市民や事業者等の各主体がそれぞれの役割を理解し、自らが考えて行動していくとともに、協働（パートナーシップ）の考え方に基づいて適切に連携していくことが大切です。

以下に、市民、事業者、市そして観光等で訪れる滞在者を含むすべての主体を対象として、各主体の基本的な役割を示します。

■市民の役割



- ☐ 日常生活における環境負荷の低減に努めます。
- ☐ 市が実施する環境の保全等に関する施策に協力します。

【参考】みどり市環境基本条例 市民の責務

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努める責務を有する。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

■事業者の役割



- 事業活動に伴う公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な手だてを実施します。
- 製品の製造、流通、販売、使用、廃棄等に至る各段階において、環境負荷を最小限にとどめるように、その企画段階から十分に検討を行います。
- 地域社会の一員として、市や市民との良好なパートナーシップのもと、事業活動に伴う環境保全に率先して努めます。

【参考】みどり市環境基本条例 事業者の責務

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られること。
- (2) その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄される場合の排出抑制、適正な循環的利用及び処分が図られること。
- (3) その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めること。

3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

■滞在者の役割



- 観光やレクリエーション等で本市を訪れる人は、みどり市を自らのまちと思い、環境負荷の低減に努めます。

【参考】みどり市環境基本条例 滞在者の責務

第7条 滞在者は、基本理念にのっとり、その滞在に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、滞在者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

■市（行政）の役割



- 市の自然的・社会的特性を踏まえ、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。
- 市民や事業者、滞在者等の各主体が本市の環境保全に関する理解を深めるために必要な施策を実施します。
- 市が行う施策や日常業務において、環境負荷の低減に率先して取り組みます。

【参考】みどり市環境基本条例 市の責務

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、市民、事業者及び滞在者の環境に関する理解を深めるために必要な措置を講じなければならない。

3 市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

第2章 みどり市の概況

第2章 みどり市の概況

2-1 位置と地勢

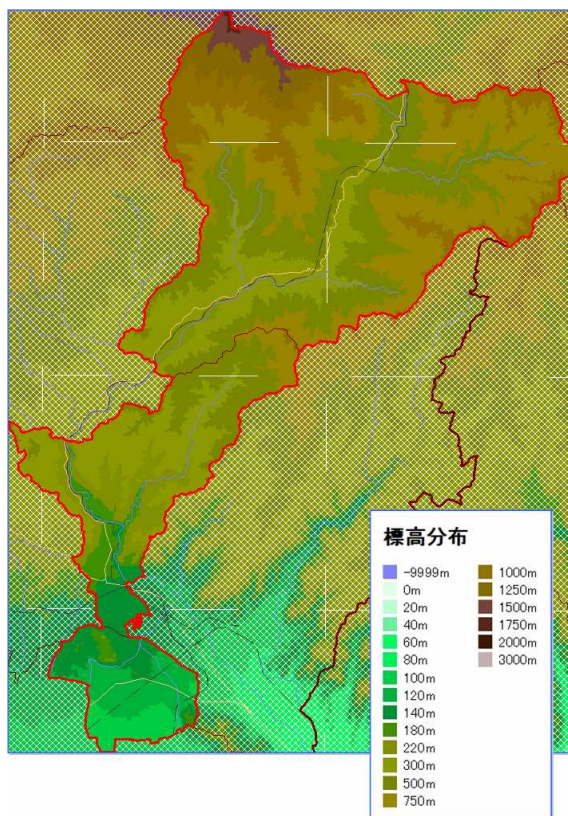
本市は群馬県の東部に位置し、首都東京からは100km圏内にあります。市域は、桐生市や栃木県日光市をはじめ、群馬、栃木両県の7市と接しています。総面積は208.42km²で、うち約8割を森林が占めています。

市の北部には足尾山地が連なっており、その山塊に源をもつ渡良瀬川が市の北東から南東にかけて流れ、その清流が造り出した大間々扇状地が市の中部から南部にかけて広がっています。



■位置

経度	東(東町沢入)	東経 139 度 29 分
	西(大間々町桐原)	東経 139 度 13 分
緯度	南(笠懸町久宮)	北緯 36 度 22 分
	北(東町小中)	北緯 36 度 38 分
海拔	最高(東町小中※袈裟丸山)	1,908m
	最低(笠懸町久宮)	105m



▲本市の標高分布
出典:みどり市水道ビジョン

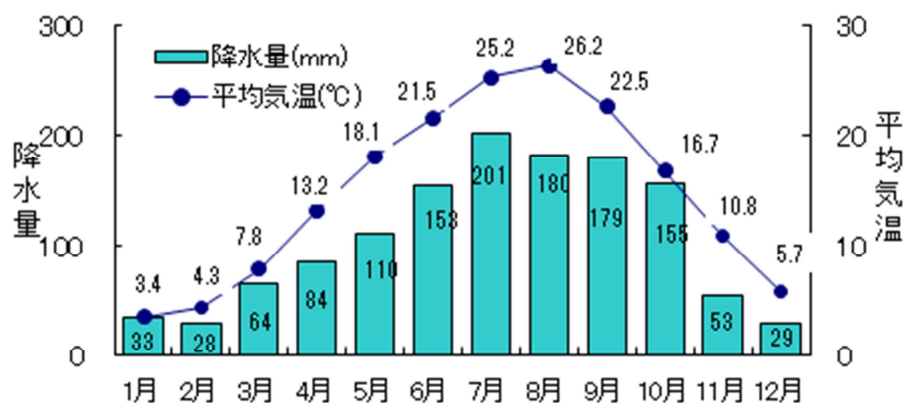
2-2 気象

本市の気候の特徴としては、気温の変化が大きい内陸性気候です。

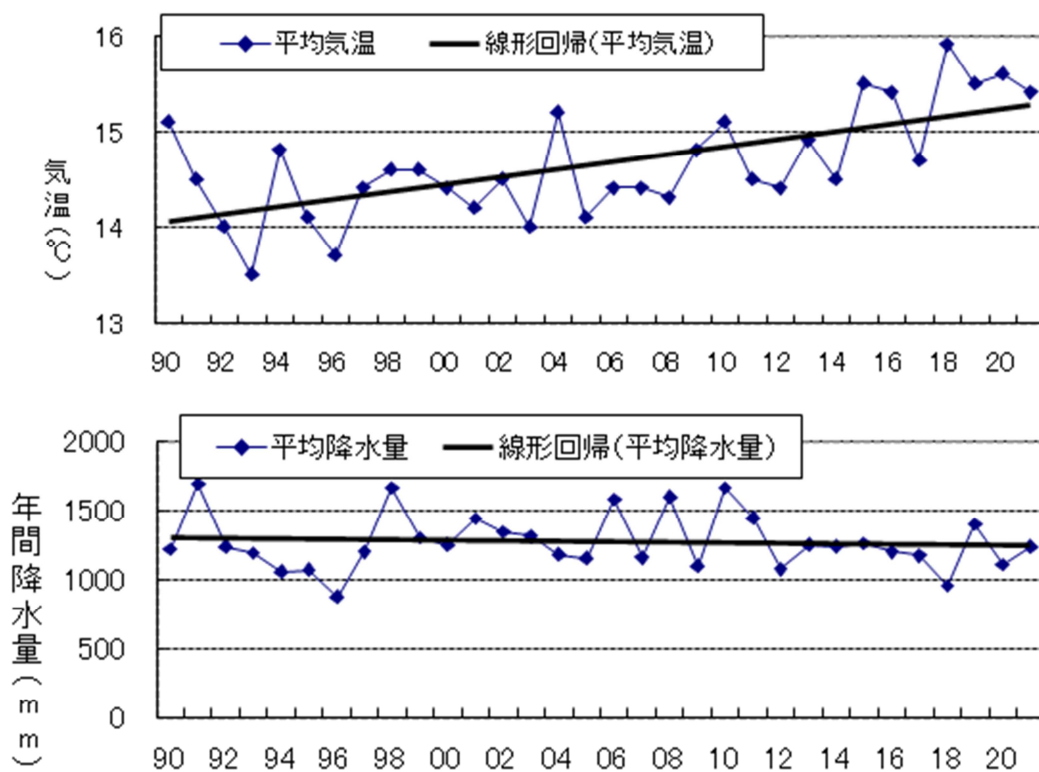
また、上州名物の「空っ風」は典型的な冬の季節風で、9月から北西の風が吹きはじめ、翌年3月までの7か月間、この地域を吹き渡ります。

5月から6月には梅雨入り、7月からの雷雨、9月から10月には台風などにより降水量が増加し、冬季には降水量が減少し空気が乾燥します。

なお、桐生市に設置されている気象庁の「アメダス(地域気象観測システム)」のデータによると、1991年から2020年までの年平均気温は14.6℃、年平均降水量は1,269mmです。



▲月別平均気温・降水量 (アメダス(桐生):統計期間 1991年～2020年)
資料 気象庁



▲年別平均気温・降水量(アメダス(桐生))
資料 気象庁

2-3 土地利用

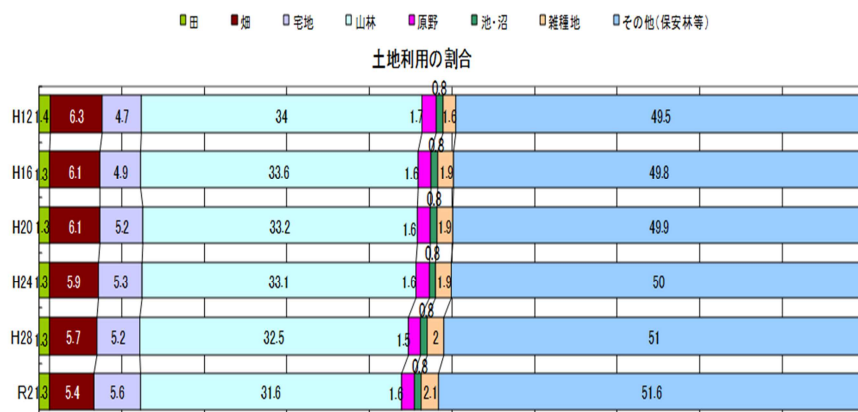
■土地利用の現況

本市の総面積は 208.42km²です。

土地利用の推移を見ると、各地目において大きな変化はありません。

田、畑、山林がわずかに減少し、宅地が増加しています。

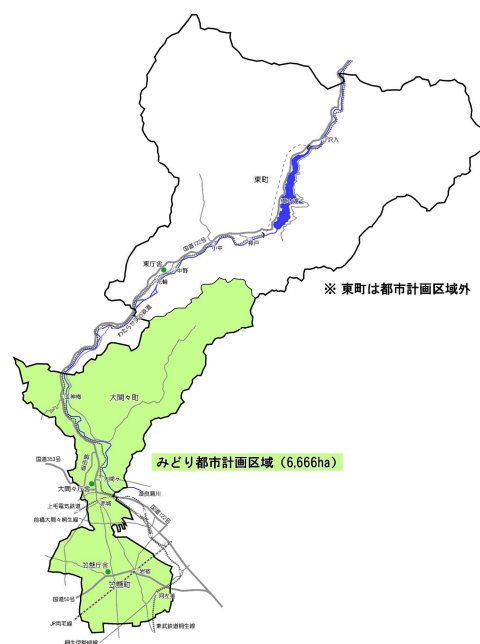
「その他」は、その8割以上を保安林が占めています。



▲地目別土地面積の推移 資料:固定資産税概要調査

■都市的土地利用

本市では、笠懸地区と大間々地区が都市計画区域に指定されており、都市計画道路、風致地区及び都市公園が決定されています。区域区分や用途地域は指定されていません。都市計画道路は市内に 19 路線が、緑地環境が保全される風致地区については、笠懸地区の阿左美沼周辺と岩宿遺跡周辺、大間々地区の高津戸峡・要害山周辺が指定されています。高津戸峡・要害山周辺の一部は、都市公園にも指定されています。



■農業的土地利用

農業振興地域は、大間々地区全域と笠懸地区・東地区の一部が指定されています。農業振興地域内の農地面積 1,383.35haのうち、農用地指定された農地は 779.13ha、56.3%です。

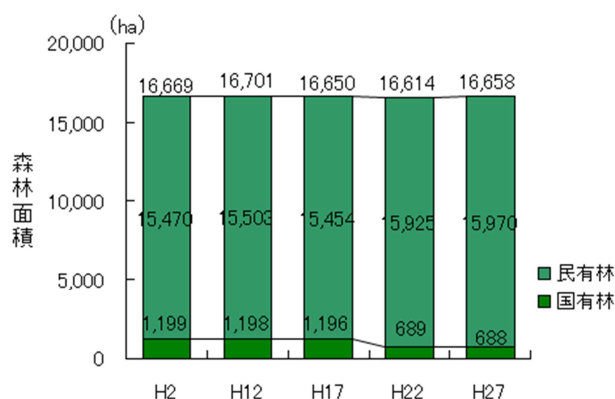
なお、農業振興地域内の農地面積は、本市の面積の 6.6%に相当します。

■森林・自然的土地利用

森林は、大間々地区と東地区に多く分布しています。

2015 年(平成 27 年)の調査では、森林面積は 16,658haで、市の面積の約 80%を占めています。森林面積のうち、国有林が 688ha(4.1%)、民有林が 15,970ha(95.9%)となっています。

水源かん養機能や山地災害防止機能を有する保安林も分布しています。



▲森林面積の推移 資料:群馬県統計年鑑

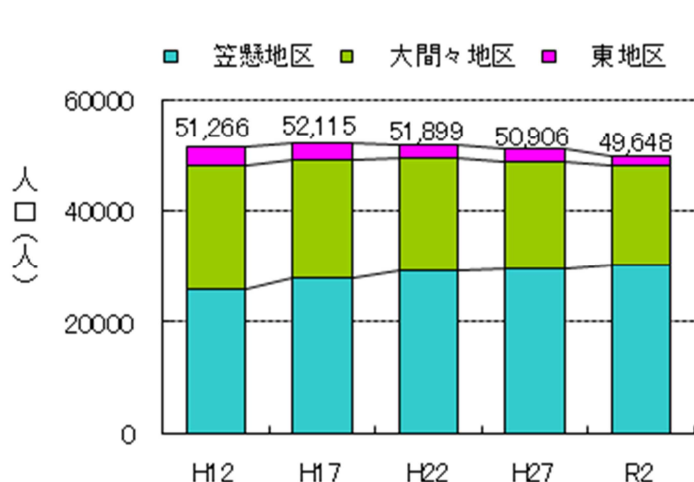
2-4 人口・世帯数

本市の人口の動きを国勢調査で見ると、2010年(平成22年)から2020年(令和2年)にかけて減少傾向を示しており、2020年(令和2年)は49,648人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計値によると、2045年(令和27年)の推計人口は38,280人となります。また、年齢三区分別で見ると、2000年(平成12年)から2020年(令和2年)にかけ、年少人口と生産年齢人口の割合が減少している一方で、老年人口は増加しており、高齢化が進んでいます。老年人口は今後も増加傾向が続き、2045年(令和27年)には15,494人となることが予想されます。

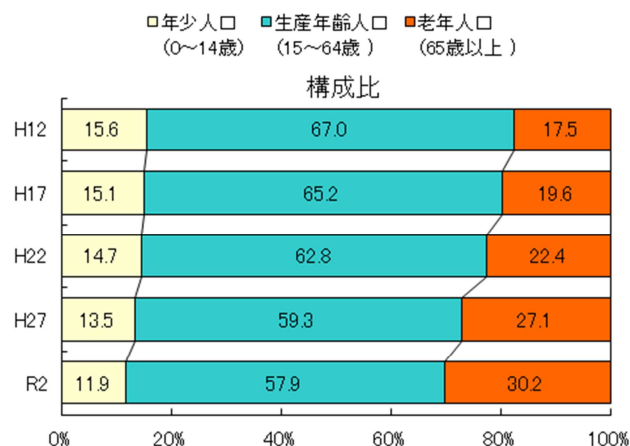
世帯数については、国勢調査によると、2000年(平成12年)の16,372世帯から2020年(令和2年)には19,443世帯へと増加しています。これを世帯当たりの人口で見ると、2000年(平成12年)の3.1人から2020年(令和2年)には2.6人へと減少しており、核家族化の進行が見られます。

このほか、本市の外国人登録者数は、住民基本台帳月報によると、2022年(令和4年)3月末現在800人であり、人口の約1.6%です。その多くがフィリピン、ベトナム、中国、韓国の出身者です。

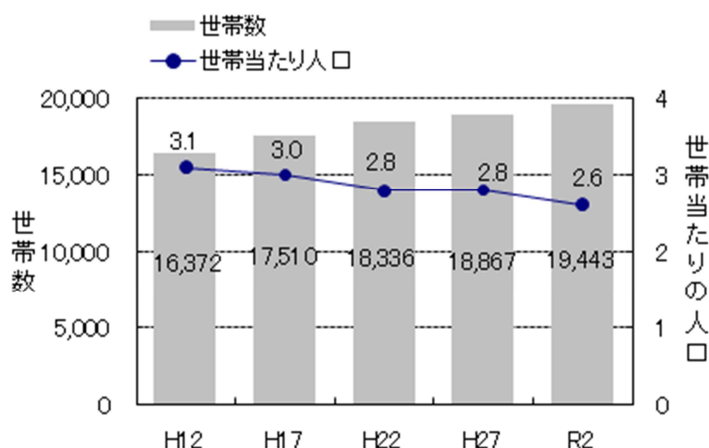
一般に、核家族化の進行は、家庭部門におけるエネルギー消費量を増加させる要因となります。また、学生などの単身世帯や市内に滞在している外国人には、地域への帰属意識や生活習慣の違いなどの理由から、地域の環境保全活動との関わりが希薄になることがあります。近隣に配慮した暮らしのマナーやごみ出しのルールなどについて啓発していくことも必要となります。



▲総人口の推移(地区別)
資料 国勢調査



▲年齢三区分別人口割合の推移
資料 国勢調査

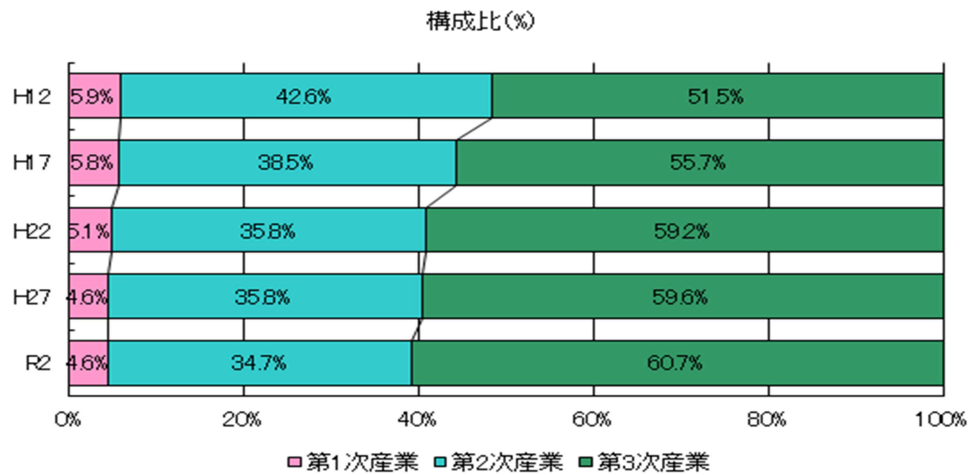


▲世帯数及び世帯当たり人口の推移
資料 国勢調査

2-5 産業

産業別就業人口割合の推移を見ると、第1次産業、第2次産業ともに減少しており、特に第2次産業は、2000年(平成12年)の42.6%から2020年(令和2年)の34.7%と、その減少が目立ちます。

これに対して、第3次産業の就業者の比重が高まっており、2020年(令和2年)には60.7%を占めています。



▲産業別就業人口割合の推移 資料 国勢調査

2-6 交通

1) 公共交通

(鉄道)

本市には、群馬、栃木両県をつなぐJR両毛線、東京と結ぶ東武鉄道桐生線、前橋市と桐生市につながる上毛電気鉄道、桐生市から栃木県日光市まで延びるわたらせ渓谷鐵道の4路線が運行されています。

上毛電気鉄道やわたらせ渓谷鐵道は、関係自治体と連携して経営安定化のための補助や安全に利用するための施設整備の補助、利用促進を図るPRなどの公的支援を行っています。また、JR両毛線や東武鉄道については整備促進や利用者の利便性向上に関する要望活動などの取組も行っています。



▲上毛電気鉄道



▲わたらせ渓谷鐵道

(バス)

笠懸・大間々地区では、デマンド乗合バスの「電話でバス」を運行しています。「電話でバス」は、特に時刻表を定めず、乗りたい時に予約をすることで希望のバス停からどのバス停にでも自由に行くことができる方式で運行しており、2022年(令和4年)7月末現在、市内を中心に234か所(笠懸地区95、大間々地区136、桐生市内3)のバス停を設置し、東地区では、路線バスを3路線で運行しているほか、福祉を目的とした「交通空白地有償運送」が実施されており、交通空白地や交通不便地域の実情に応じた輸送手段として、市ではその活動団体の取組を支援しています。



▲東地区を走る路線バス

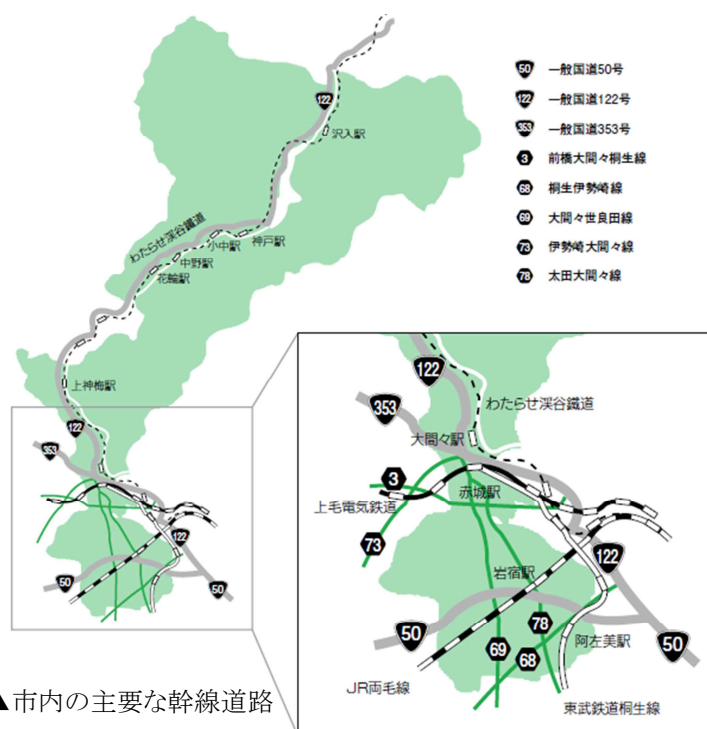


▲電話でバス

2) 道路交通体系

本市は、東京と栃木県日光市を結ぶ
国道 122 号と、国道 122 号から分岐し
て吾妻郡中之条町へと延びる国道 353
号が走り、南部を国道 50 号が東西に走
っています。

中でも国道 50 号は自動車交通量が約 4 万台/日(平日)と非常に多い状況です。



3) 自動車

群馬県は、世帯当たりの自動車保有台数や運転免許所保有者数が、全国トップクラスであることが知られています。本市は、世帯当たりの保有台数が、県平均よりも高い傾向にあります。

■車種別保有自動車台数

	貨物用	乗合用	乗用	特種(殊)	小型 二輪車	軽 自動車	総合計
2015年(平成27年)3月31日現在	3,366	82	21,887	702	889	19,858	46,784
2021年(令和3年)3月31日現在	2,739	67	20,173	600	880	20,022	44,481

資料:軽自動車を除く保有自動車台数:国土交通省関東運輸局

軽自動車保有台数:みどり市税務概要

■世帯当たり自動車保有台数の比較(みどり市・群馬県)

自治体	自動車保有台数 (台)	世帯数 (世帯)	世帯当たりの自動車 保有台数(台/世帯)
みどり市	44,481	19,443	2.28
群馬県	1,774,039	805,252	2.20

資料：自動車保有台数/国土交通省関東運輸局（R3.3.31現在）/軽自動車検査協会（R3.3.31現在）/みどり市税務概要
：世帯数/国勢調査

第3章 計画の目標

第3章 計画の目標

3-1 環境の保全・創造の基本理念

みどり市環境基本条例では、本市の環境特性や現在の環境問題の特質等を踏まえて、環境の保全及び創造に関する基本理念を定めています。

本計画では、このみどり市環境基本条例の基本理念(第3条)を踏まえ、以下に示す4つの基本理念を掲げます。

- **健全で恵み豊かな環境との共存を目指し、これを将来の世代に継承する。**

市民の多くが、四季折々の渡良瀬溪谷の景観や岩宿遺跡等をはじめとした歴史・文化的資源などを、郷土の誇りとしてあげています。また、空気のきれいさや静かさ、身近な自然の豊かさなどを通じて、住み心地の良さを多くの市民が享受しています。これらの健全で恵み豊かな環境をすべての市民が享受し、将来の世代へ継承していくことが必要です。

- **環境負荷の少ない健全な経済発展と持続的発展が可能な社会の構築を目指す。**

「持続的発展が可能な社会」とは、私たちの将来世代が享受し得る恵み豊かな環境を残しながら発展できる社会のことです。この社会を目指すにあたっては、健全で活力のある経済発展が前提となります。これらが両立した社会を構築していくためには、市民や事業者、市がそれぞれの役割を認識しつつ、自主的、積極的に環境負荷の少ない行動を実践していくことが重要です。

- **各主体が公平に役割分担し、相互に連携しながら行動する。**

例えば、現在市内で問題となっているポイ捨てや不法投棄などの問題は、行政が指導や啓発・パトロール等を行っているだけでは確実な効果は見込めません。市民や事業者がモラルや社会ルールを守り、自らを律することが重要です。環境保全にあたっては、このように各主体が公平な役割分担の下で、それぞれの役割を自覚しつつ、主体的に行動していくことが求められます。また、各主体が相互に連携しながら行動していくことで、相乗効果を発揮し、より効率的・効果的に取組を推進していくことが重要です。

- **地球環境保全を自らの問題として認識し、積極的に推進する。**

地球温暖化やオゾン層の破壊等の地球規模で起こっている環境問題に対し、ともすると私たちは全く別の場所で起きている問題だと錯覚しがちです。しかし、実はその原因は、私たちの日常生活や事業活動等が大きく影響しています。また、実際に身近なところで、その影響が顕在化・深刻化しつつあることを認識している人は、まだ多くありません。私たちは、こうした問題を人類共通の課題として強く認識し、将来の世代が健康で文化的な生活を送れるように、積極的に取り組んでいくことが必要です。

3-2 市が目指す環境像

市民、事業者、滞在者そして市が一体となって環境の保全と創造に取り組むためには、市が目指す将来の環境の姿を具体化し、それを各主体間で共有化することが重要です。

そこで、本計画で目指す環境像を以下のとおり定めます。

輝く明日へ 豊かなみどり

歴史と伝統を育む環境共生都市 みどり

■輝く

第2次みどり市総合計画の将来像では、「輝く」に対して、次のような願いがこめられています。このような姿を本計画においても目指します。

「輝くひと」 笠懸、大間々、東の3地域に暮らす老若男女すべての市民が、安全に安心して生き生きと暮らす姿、そして、みどり市を訪れるたくさんの人々と市民が交流し、日々の生活を楽しみ、笑顔が輝く姿

「輝くみどり」 東京都心から100km圏内にありながら、市の北部には赤城東麓の森と足尾山地の緑が輝き、渡良瀬川の清流が輝く姿と、南部の丘陵、そのすそ野に広がる田園の緑が輝く、「みどり市」の名前にふさわしい豊かな自然の様子

■明日

合併後10年を過ぎた本市が、未来へ向かって飛翔していく様を表しています。

■豊かなみどり

本市の市名であり、緑豊かなふるさとへの思いと今後の豊かな自然との共存への願いがこめられています。

■歴史と伝統

市民憲章にも謳われた、岩宿遺跡や銅山街道などに代表される歴史的・文化的な伝統や慣習、史跡、建造物等も、本市の恵まれた環境を表現する重要なキーワードです。

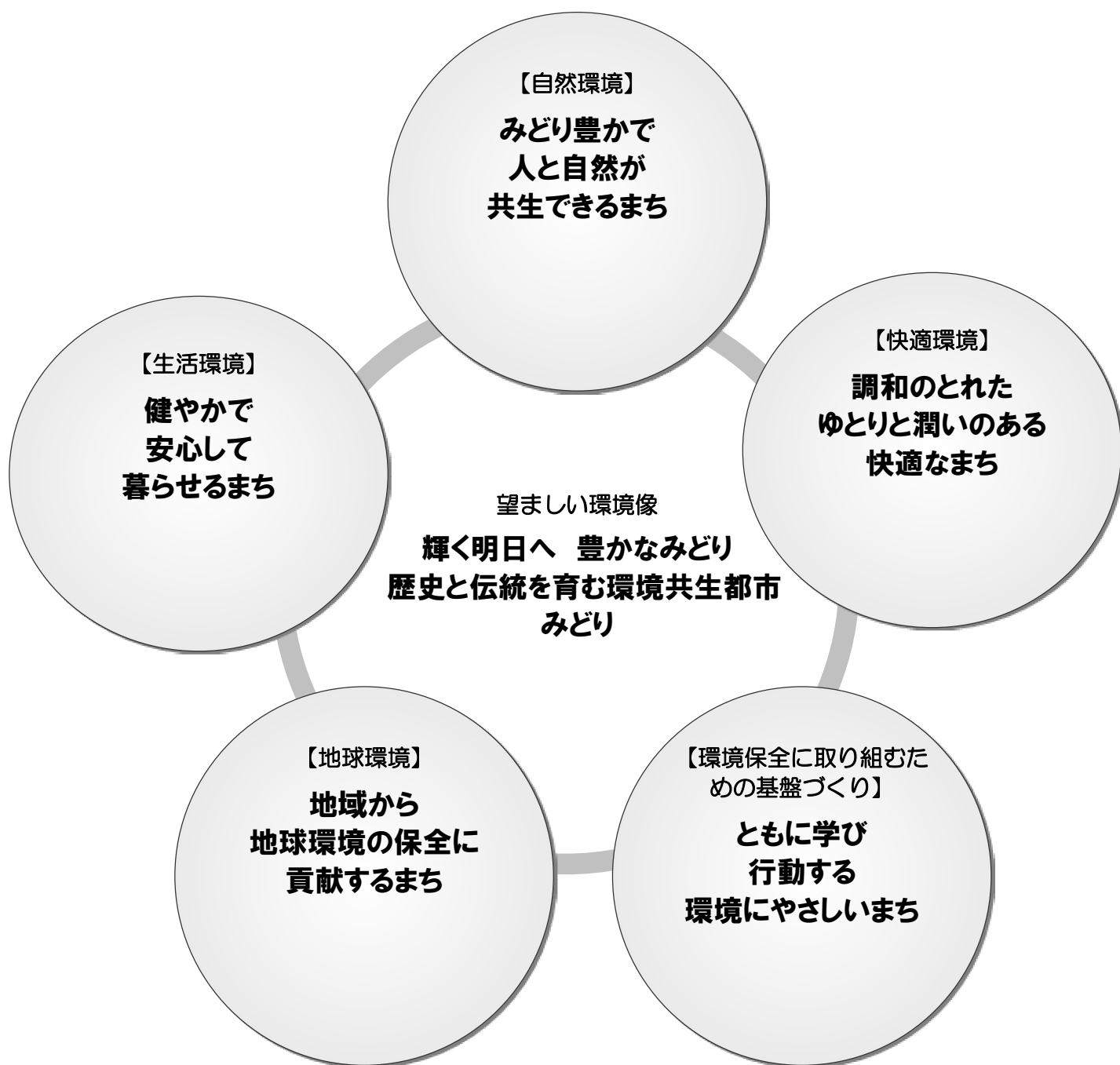
また、この目指す環境像については、以下のようなイメージを想定しています。

- 輝かしい明日(未来)に向かって、豊かな緑、歴史と文化を守り育てることにより、環境共生都市を目指していくこと
- 輝くひと、輝くみどり すべての市民が明日(将来)に向かって、環境とともに生きる社会、またこれまで培われてきた歴史と伝統を重んじ、市の発展を目指すこと
- 歴史や文化、伝統を重んじ、明日に向かってそれらを高めていくこと
- 豊かなみどりをたたえる山々が連なること
- 歴史と文化、環境を重んじたまちづくり、豊かなころごしをもった地域社会であること

3-3 環境目標

目指す環境像「輝く明日へ 豊かなみどり 歴史と伝統を育む環境共生都市 みどり」の実現に向けた施策の柱として、5つの環境目標を定めました。

それぞれの環境目標の達成に向け、第4章において総合的・体系的に施策を展開します。



【自然環境】 みどり豊かで人と自然が共生できるまち

市北部の中山間地から南部の平坦地まで広がる森林や農地、渡良瀬川等の自然資源を適切に保全するとともに、身近で豊かな生態系を維持・再生し、生物の多様性を確保します。そして、このような恵まれた自然とのふれあいを通じて自然保護意識を醸成し、みどり豊かで人と自然が共生できるまちを目指します。

■基本施策

【森林環境】	恵み豊かな森林づくりの推進
【身近な自然】	みどり豊かで多様な自然環境の保全
【動植物・生態系】	健全な生態系の維持、生物多様性の確保
【自然とのふれあい】	人と自然とのふれあいの確保

【生活環境】 健やかで安心して暮らせるまち

日常生活や事業活動などに伴い発生する大気汚染や水質汚濁、土壌汚染などの影響の未然防止及び最小化に努め、良好な大気環境、水・土壌環境を維持・保全するとともに、悪臭や近隣公害の未然防止に努め、身近な生活環境の保全・向上を図ります。また、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質について監視・測定等を実施します。

最終処分場のひっ迫や資源の枯渇、焼却に伴う温室効果ガス排出等の問題を解決するため、5R(Reduce, Reuse, Recycle, Refuse, Respect)の推進や適正な廃棄物処理を推進し、市民が健やかで安心して暮らせるまちを目指します。

■基本施策

【大気環境】	良好な大気環境の維持・保全
【水・土壌環境】	良好な水・土壌環境の維持・保全
【廃棄物】	5Rと適正な廃棄物処理の推進
【身近な生活環境】	身近な生活環境の保全・向上
【放射性物質】	放射性物質からの生活環境の保全

【快適環境】 調和のとれたゆとりと潤いのある快適なまち

開発と環境の調和のとれた緑あふれる街並みを保全・整備するとともに、本市に残る歴史的な伝統や慣習、史跡などを適切に保全・継承していきます。また、人々のモラル向上を図り、ポイ捨てや不法投棄を防止し、調和のとれたゆとりと潤いのある快適なまちを目指します。

■基本施策

【都市的環境】	開発と環境の調和のとれた、緑あふれる街並みの保全・整備
【歴史・文化的環境】	歴史・文化的環境の保全・継承
【まち美化】	誰もが気持ちよく暮らせるまちの実現

【地球環境】 地域から地球環境の保全に貢献するまち

人類の喫緊の課題である地球温暖化の防止に向け、家庭、事業所、学校、地域等のあらゆる場面において温室効果ガス排出抑制に取り組むなど、地域でできることから積極的に行動を起こします。

また、酸性雨やオゾン層破壊等の地球規模で進行する環境問題に対して、市の役割を踏まえ、適切に対応します。

このように地域でできることから行動を起こし、地域から地球環境保全に貢献するまちを目指します。

■基本施策

【地球温暖化】	地域からの行動による地球温暖化防止への貢献
【その他地球環境問題】	地球環境問題への適切な対応

【環境保全に取り組むための基盤づくり】 とともに学び行動する環境にやさしいまち

環境学習や環境教育を推進し、日常生活や事業活動、地域コミュニティ等のあらゆる場面で環境に配慮した行動を自発的にできる人を育成するとともに、各主体が自発的に環境保全に取り組める基盤を構築します。

そして、各主体の参加・協働のもと、ともに学び行動する環境にやさしいまちを目指します。

■基本施策

【環境教育・環境学習】	環境保全について自ら考え行動できる人の育成
【環境保全活動】	よりよい環境の保全・創造に向けた活動の推進

第4章 みどり市の環境施策

第4章 みどり市の環境施策

4-1 環境施策の体系

5つの「環境目標」の実現に向けて、16の「環境要素」それぞれについて「基本施策」を定めました。

環境目標	環境要素	基本施策
(自然環境) みどり豊かで 人と自然が共生できるまち P25	森 林 環 境	恵み豊かな森林づくりの推進 P25
	身 近 な 自 然	みどり豊かで多様な自然環境の保全 P27
	動植物・生態系	健全な生態系の維持、生物多様性の確保 P30
	自然とのふれあい	人と自然とのふれあいの確保 P32
(生活環境) 健やかで 安心して暮らせるまち P34	大 気 環 境	良好な大気環境の維持・保全 P34
	水・土 壌 環 境	良好な水・土壌環境の維持・保全 P35
	廃 棄 物	5Rと適正な廃棄物処理の推進 P38
	身近な生活環境	身近な生活環境の保全・向上 P42
	放 射 性 物 質	放射性物質からの生活環境の保全 P44
(快適環境) 調和のとれた ゆとりと潤いのある快適なまち P45	都 市 的 環 境	開発と環境の調和のとれた、緑あふれる街並みの保全・整備 P45
	歴史・文化的環境	歴史・文化的環境の保全・継承 P48
	ま ち 美 化	誰もが気持ちよく暮らせるまちの実現 P50
(地球環境) 地域から地球環境の保全に 貢献するまち P52	地 球 温 暖 化	地域からの行動による地球温暖化防止への貢献 P52
	その他地球環境問題	地球環境問題への適切な対応 P56
(環境保全に取り組むための 基盤づくり) ともに学び行動する 環境にやさしいまち P58	環 境 教 育 ・ 環 境 学 習	環境保全について自ら考え行動できる人の育成 P58
	環 境 保 全 活 動	よりよい環境の保全・創造に向けた活動の推進 P61

主要施策

- ・ 森林環境の保全・整備等
- ・ 木材資源の利活用の促進

- ・ 環境負荷の少ない持続的な農業の推進
- ・ 水辺空間の保全・再生
- ・ 良好な自然景観の保全・活用

- ・ 生物の生息・生育環境の保全・再生
- ・ 野生動植物の適正な保護・管理

- ・ ふれあいの場づくり
- ・ ふれあいの機会づくり
- ・ ふれあいのマナー向上

- ・ 暮らしに伴う大気環境負荷の低減
- ・ 事業活動に伴う大気環境負荷の低減

- ・ 生活排水処理対策の推進
- ・ 産業排水処理対策の推進
- ・ 水の適正利用、雨水利用の推進
- ・ 雨水の地下浸透の推進
- ・ 土壌環境の保全

- ・ ごみ減量化に関する市民意識の啓発
- ・ ごみの発生抑制・減量化
- ・ 再使用・再生利用の促進
- ・ 廃棄物の適正処理の推進

- ・ 公害防止体制の整備
- ・ 悪臭防止対策
- ・ 近隣公害の未然防止

- ・ 空間放射線量・放射性物質の測定

- ・ 良好な住環境の保全・創出
- ・ 街並みの保全・整備
- ・ 公園・緑地の計画的な保全・整備
- ・ 市街地の緑化の推進
- ・ 公共空間の緑化の推進

- ・ 歴史的建造物の保全
- ・ 文化財の保護・活用
- ・ 郷土の歴史・文化の保全・継承

- ・ 不法投棄やごみのポイ捨て防止対策の推進
- ・ 環境美化活動の推進

- ・ 低炭素社会づくり
- ・ 環境負荷の少ない生活様式の推進
- ・ エネルギーの効率的な利用の推進
- ・ 再生可能エネルギー等の普及促進
- ・ 環境負荷の少ない自動車利用の促進
- ・ 自動車利用の抑制

- ・ オゾン層破壊への対応
- ・ 酸性雨対策の推進

- ・ 環境情報の収集・提供
- ・ 環境学習の場や機会の充実
- ・ 人材の育成・活用

- ・ 市民・民間団体の取組の促進
- ・ 事業者の取組の促進
- ・ 市の率先実行
- ・ 計画の周知及び取組の促進

具体的な施策・事業

重点施策【第5章】

①農地や森林の保全・活用 ～みどりの里づくり～

P65

②ごみの減量化・不法投棄対策の推進 ～ごみが少ないまちづくり～

P67

③まち美化の推進 ～花とみどりに囲まれたまちづくり～

P68

④水環境の保全・向上 ～きれいな水のまちづくり～

P69

⑤地球環境の保全・向上 ～環境負荷が少ないまちづくり～

P70

⑥人材の育成・地域の連帯感の醸成 ～みんなで育む環境まちづくり～

P71

4-2 環境の保全・創造に向けた市の取組

次ページ以降において、基本施策ごとに環境の保全・創造に向けて市が行う取組を示します。
基本施策ごとに定めている内容は以下のとおりです。

(1) 現況と課題

既存文献調査や市民・事業者の環境意識調査結果等を踏まえ、本市の現況と課題を整理しています。

(2) 環境指標

目標に向けて環境がどのように改善されているか継続的に点検・評価するための定量的な指標。

(3) 取組の方向性

環境指標(目標)の達成に向け、基本施策を体系的に展開していくための方向性を示しています。

(4) 環境の保全・創造に向けた市の取組

取組の方向性を踏まえ、市の取組(施策)として主要施策を掲げ、これを実現する手段として具体的な施策や事業を整理し、主たる担当課を明記しています。

【自然環境】 みどり豊かで人と自然が共生できるまち

森林環境

＜基本施策＞ 恵み豊かな森林づくりの推進

（１）現況と課題

本市の総面積の約 80%は森林です。そのほとんどが大間々地区と東地区に分布しています。森林面積の9割以上が民有林で、残りが国有林です。水源かん養機能や山地災害防止機能を有する保安林も分布しています。

本市の森林地域では、杉やヒノキの素材生産を中心に、シイタケ、山菜などの栽培が行われています。北部の東地区では、生産体制を強化するため、林道や作業道、木材加工施設の整備、新しい加工技術の導入、機械化などを進めてきました。

森林には、こうした木材生産などの経済的機能のほか、自然環境保全などの公益的機能、自然体験学習などの教育機能、さらには観光資源といった多面的機能があります。しかし、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化等により、森林管理が行き届かなくなり森林の荒廃、水源かん養機能の低下等が懸念されています。

中山間地域振興、産業振興の視点から森林の持つ水源かん養機能や大気浄化機能等の維持・増進を図るため、木材資源の利活用を促進するなどしながら林業活性化への取組を進め、森林環境の保全・整備を進めていく必要があります。

（２）環境指標

指標項目	現状 2020 年度(令和 2 年度)	目標 2027 年度(令和 9 年度)
森林面積	16,522ha	16,522ha(維持)
うち民有林面積	15,809ha	15,809ha(維持)
間伐面積(年間)	168ha	203ha
保安林面積(水源かん養保安林)	7,248ha	7,248ha(維持)

（３）取組の方向性

- 森林環境を保全・整備するため、森林の公益的機能の理解促進を図るとともに、法律等に基づく計画的な森林整備を促進します。
- 木材資源の利活用を促進し、森林整備の需要を喚起するため、地場産材の率先利用に努めるとともに、間伐材の利用促進を図ります。

(4) 環境の保全・創造に向けた市の取組

森林環境の保全・整備等		
水源かん養の促進	● 森林における水源かん養機能の保全を図るために適切な森林管理を進めるとともに、保水機能の向上を図るための植生の保全について取組を進めます。	農 林 課
	● 農地における水循環機能を保全するため、優良農地の保全と耕作放棄地の発生防止について取組を進めます。	農 林 課 農業委員会
森林の公益的機能の理解促進	● 森と木のまつりを通じ、市民に森林整備、水源地保全の重要性について理解を促します。	農 林 課
計画的な森林整備の促進	● 市の「特定間伐等促進計画」に基づき、計画的・重点的に間伐の実施を促進します。	農 林 課
	● 県が実施する「保安林リフレッシュ事業」に関する情報を提供し、計画的な間伐や下草刈りを促進します。	農 林 課
森林整備ボランティアの取組促進	● 森林整備ボランティア団体等に情報提供するなど、連携した森林整備を促進します。	農 林 課
作業道の整備促進	● 森林組合や森林所有者と連携し、森林保全と安定した林業経営のため、作業道の整備を支援します。	農 林 課

木材資源の利活用の促進		
地場産材の率先利用	● 公共事業や公共施設の建設・改修等に当たっては、地場産材の率先利用に努めます。	各事業担当課
木質バイオマスの利用促進	● 未利用間伐材や地場産の木材製材後の端材を利用した木質バイオマスの利用を促進します。	農 林 課

【自然環境】 みどり豊かで人と自然が共生できるまち

身近な自然

＜基本施策＞ みどり豊かで多様な自然環境の保全

（１）現況と課題

（農地）

北部の中山間地域から南部の平坦地まで広がる本市の農地では、野菜や稲作、果樹、畜産など、立地条件を活かした農業が営まれています。そして、これらの農地は食糧生産の場としてだけでなく、水源かん養や景観保全、多様な生物の生息の場といった公益的な機能も期待されています。

しかし、農業従事者の高齢化や担い手の不足、中山間地域における獣害などにより耕作放棄地が見られ、土地の荒廃とともに公益的機能の低下を招いています。また、南部の平坦地では、農地と商業地、住宅地の混在化が進み、今後の農地の減少及び生産性低下が懸念されています。

農地の持つ公益的機能の維持・増進や近年の食に対する安心・安全に対する消費者のニーズなどを踏まえ、地域農業の振興や環境負荷の少ない持続的な農業を推進していく必要があります。

（河川・水辺）

本市には、渡良瀬川が北部の中山間地域から中心部を貫流しており、中小河川の多くが渡良瀬川に合流しています。渡良瀬川は、単に豊かな自然というだけでなく、江戸時代から銅山（あかがね）街道としての宿場町が河川沿いに点在するなど、本市の歴史の発展と深いつながりを持ち、川沿いを走るわたらせ渓谷鐵道や景勝地・高津戸峡などとも合わせ、本市を象徴するシンボリックな存在となっています。また、北部の渡良瀬川上流には 2005 年（平成 17 年）にダム湖 100 選に選ばれた草木湖が、南部には風致地区にも指定されている阿左美沼があります。

流域の自然保護や地域振興等の観点からも、こうした河川や湖沼を管理する各関係機関と連携し、流域の豊かな自然や文化、優れた景観などに配慮した整備の促進に努めていく必要があります。



▲渡良瀬川



▲草木湖



▲阿左美沼

（２）環境指標

指標項目	現状 2021 年度(令和 3 年度)	目標 2027 年度(令和 9 年度)
自然環境保全地域の指定数	2 か所	2 か所
自然環境保全地域の面積	756ha	756ha
耕作放棄地の面積	64ha	20ha

(3) 取組の方向性

- 環境負荷の少ない持続的な農業を推進するため、環境保全型農業や地産地消を推進します。
- 水辺空間の保全・再生を図るため、良好な水辺を保全するとともに、自然と調和した水辺空間の整備に努めます。
- 良好な自然景観を保全・活用するため、土地利用の適正な規制・誘導を図るとともに、緑地の保全や地形を活かした景勝地の整備に努めます。

(4) 環境の保全・創造に向けた市の取組

環境負荷の少ない持続的な農業の推進		
環境保全型農業の推進	● 健全な土壌環境を保全するため、関係機関と連携し、有機栽培や減農薬栽培への取組を促進します。	農 林 課
	● 農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、「多面的機能支払交付金事業」の取組を支援・促進します。	農 林 課
	● 特別栽培農作物をはじめとした環境に配慮した農業の取組について情報提供するなどし、地域的な環境保全型農業を促進します。	農 林 課
地産地消の推進	● 子どもたちの地場農産物や地域農業への興味・関心を深めるため、学校給食での地場農産物の活用を図るなど、地産地消の取組を推進します。	農 林 課 教育総務課
水辺空間の保全・再生		
良好な水辺の保全	● 河川や池沼など、豊かな自然が残されている水辺を適切に保全します。	農 林 課 建 設 課
自然と調和した水辺空間の整備	● 草木ダムと水源地域、渡良瀬川の保全と活用を図るため、「草木ダム水源地域ビジョン」に基づき、自然景観や植物の特性を活かした水辺空間の整備に努めます。	東市民生活課
	● 市内を流れる小河川や水路について、市民の身近な憩いややすらぎの場となるよう、生態系に配慮した多自然型の河川整備を進めます。	建 設 課
水辺の安全管理	● 河川やため池等の点検を適宜実施し、老朽箇所など、水辺の危険箇所の把握に努め、適切な安全管理を推進します。	農 林 課 建 設 課

良好な自然景観の保全・活用

土地利用の適正な 規制・誘導	● 市の自然風景地を保全・保護するための地域指定(風致地区等)を行い、開発行為等における環境や自然景観に対する配慮について、適正な規制・誘導を図ります。	都市計画課 建築指導課
	● 開発事業者への指導及び協議等を通じて、土地利用の改変を必要最小限にするなど、開発事業時における健全な生活環境の保全を図るほか、良好な土地利用の確保を促進します。	建築指導課
緑地の保全	● 丘陵地や田園地帯にみられる樹林地など、市街地に近接した緑地を保全します。	農 林 課 都市計画課
地形を活かした 景勝地の整備	● 地形を活かした景勝地の整備と、観光地としての情報発信を推進します。	観 光 課

【自然環境】 みどり豊かで人と自然が共生できるまち

動植物・生態系

＜基本施策＞ 健全な生態系の維持、生物多様性の確保

（１）現況と課題

（動物）

本市では、北部の東地区を中心に豊かな動物相が形成されています。

自然環境保全基礎調査によると、東地区において、群馬県レッドデータブック(RDB)で注目種とされているニホンカモシカをはじめ、ニホンジカ、ニホンイノシシ、ニホンザル、ニホンリスなど、日本固有の多くのほ乳類が確認されています。また、同RDBにおいて絶滅危惧種に指定されているトウキョウダルマガエルやニホンアカガエルが笠懸、大間々及び東の各地区で観察されています。その他、ツチガエルやシュレーゲルアオガエル、カジカガエル等の注目種も大間々地区や東地区で観察されています。

準絶滅危惧種であり市指定天然記念物のモリアオガエルは、かつては東地区で多く見られましたが、生息地の森林などに人の手が入ったことによる環境の変化や減反の影響などで、今では、主に沢入、座間、小中地区でしか見ることはできません。

なお、中山間地域では、有害鳥獣等による被害が多発し、農作物や樹木などに食害がみられ、農地や森林の荒廃が進行しつつあります。

（植物）

本市では、北部の袈裟丸山や根本山、渡良瀬川流域などを中心に、豊かな植物相を有しています。

袈裟丸山ではカイトカラコウ群落、コウシンソウ群落及びシオジ群落が、根本山ではイワイヌワラビ群生地、シオジ林及びトウゴクヒメシヤラ群落が確認されており、貴重な植物群落(特定植物群落)として選定されています。

渡良瀬川流域(主に大間々地区の中流域)では、ケヤキやエノキ、ムクノキ、ハリエンジュ(ニセアカシア)、アカメガシワ、マダケ、シラカシ、アラカシなどの樹木や、植林された杉やヒノキの混交した林相が続いています。また、河床にはツルヨシ群集が、高津戸の平地状になっている川辺にはニセアカシア群落が存在しています。

このほか、岩宿遺跡のある稲荷山の北面一帯、およそ 2.4ha のカタクリ群生地や 2012 年(平成 24 年)5 月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で、国内希少野生動植物に指定されたカッソウが、鳴神山周辺に生育しています。

今後は、こうした豊かな生態系や生物多様性の維持・向上を図るため、宅地開発や土地利用等にあたっての自然環境への配慮を徹底させていくことが必要です。また、農作物被害や森林被害の防止に向けた有害鳥獣対策や外来種対策等を適切に進めていくことが必要です。

（２）環境指標

指標項目	現状 2021 年度(令和3年度)	目標 2027 年度(令和 9 年度)
鳥獣保護区の指定数	2 か所	2 か所
鳥獣保護区の面積	325ha	325ha
鳥獣による農林水産等の被害金額	5,734 万円	5,700 万円以下(減少)

(3) 取組の方向性

- 生物の生息・生育環境の保全・再生を図るため、法規制等による適切な地域指定を推進するとともに、開発に際しての生態系への配慮を促進します。
- 野生動植物の適正な保護・管理のため、野生動植物の実態把握や傷病野生動物の保護、野生動植物の捕獲・採取禁止等を促進します。また、野生動物の被害防止や外来種問題に対して適切に対策を講じます。

(4) 環境の保全・創造に向けた市の取組

生物の生息・生育環境の保全・再生		
適切な地域指定の推進	● 生物の生息・生育基盤を守るため、関係機関と連携し、鳥獣保護区や自然環境保全地域、市指定天然記念物カタクリ群生地などの法規制による適正な地域指定と管理の促進に努めます。	農 林 課 文 化 財 課
開発に際しての生態系への配慮	● 河川や池沼を整備する際は、生態系に配慮した多自然型の整備工法の採用を関係機関に要請し、生態系の維持・回復に努めます。	建 設 課
	● 開発事業者への指導及び協議等を通じて、土地利用の改変を必要最小限にするなど、開発事業時における健全な生活環境の保全を図るほか、良好な土地利用の確保を促進します。	建築指導課
野生動植物の適正な保護・管理		
野生動植物の実態把握	● 関係機関と連携し、野生動植物の生息・生育状況等の実態把握や公表に努めます。	生活環境課 農 林 課
傷病野生動物の保護	● 関係機関と連携し、けがや病気の野生動物(鳥獣)の保護に努めます。	農 林 課
野生動植物の捕獲・採取禁止	● 野生動植物(特別天然記念物カモシカや国内希少野生動植物種に指定されたカッコウソウ等)の捕獲・採取禁止について、市ホームページや広報紙等により啓発を行います。	農 林 課 文 化 財 課
野生動物による被害防止対策	● 地域の有害鳥獣捕獲隊を中心に、シカ、イノシシ、サル、クマ等による農作物・林業被害防止対策を広域的な連携を図りながら推進します。	農 林 課
	● 高津戸ダムのカワウのコロニーにおける生活環境被害・景観悪化の改善に努めます。	農 林 課
外来種対策	● 生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種(ハリエンジュ、ブタクサ、オオキンケイギク、ミシシippアカミミガメ、クビアカツヤカミヤリ、ヒアリ等)の移入及び拡大防止のため、市民に対し周知・啓発に努めます。	生活環境課 農 林 課

【自然環境】 みどり豊かで人と自然が共生できるまち

自然とのふれあい

＜基本施策＞ 人と自然とのふれあいの確保

（１）現況と課題

本市は、渡良瀬川を象徴とし、袈裟丸山、草木湖、高津戸峡及び小平鍾乳洞など、変化に富んだ多様な自然に恵まれています。そして、それらを活用した公園や遊歩道、体験施設、イベントなど、様々な自然とのふれあいの場や機会が整備されています。

しかし、近年、価値観の多様化や生活様式の変化などにより、こうした自然とふれあう意識が希薄化していくに従い、山や川などで自然を傷つけたり、ごみをポイ捨てするなどの行為が顕在化してきました。

今後も引き続き自然とのふれあいの場づくりや機会づくりを進め、自然とのふれあいを通じた自然保護意識の高揚や自然と共生する上でのマナー向上に努めていく必要があります。

■ 自然とふれあうことのできる主な施設

地区	主な施設
笠懸	岩宿の里、阿左美沼公園、岡登親水公園、ふれあい向原公園、ふれあいの村水辺公園、ひまわりの花畑、鹿田山フットパス
大間々	高津戸峡遊歩道、小平の里（鍾乳洞公園、植物園、親水公園、キャンプ場）、浅原体験村、ながめ公園、要害山ハイキングコース
東	草木湖周辺（遊歩道、展望台、東運動公園）、袈裟丸山登山道、ファミリーオートキャンプ場そうり、小中大滝自然公園、黒坂石バンガローテント村、わらべ工房、水の広場

■ 自然とふれあうことのできる主なイベント

地区	主なイベント
笠懸	ひまわりの花畑まつり(10月)、岩宿の里カタクリさくらまつり(3～4月)
大間々	関東菊花大会(10～11月)
東	草木湖まつり、小夜戸大畑花桃まつり(4月)

（２）取組の方向性

- 自然とふれあえる場をつくるため、遊休農地の活用や公園や遊歩道の整備促進に努めます。
- 自然とふれあえる機会をつくるため、体験型観光や自然観察イベントの実施、それらを支援する観光ボランティアの育成・活用に努めます。
- 自然とふれあうためのマナー向上のため、啓発に努めます。

(3) 環境の保全・創造に向けた市の取組

ふれあいの場づくり		
耕作放棄地の活用検討	● 耕作放棄地については、農地としての復元をはじめ、緑肥作物栽培、市民農園など多面的な観点から検討します。	農 林 課 農業委員会
公園や遊歩道の整備促進	● 自然と親しむ公園や遊歩道などの整備・緑化を推進するとともに、整備後の草刈り等の維持管理を適切に行います。	農 林 課 観光課 建設課

ふれあいの機会づくり		
体験型観光との連携推進	● 市民農園等での農業体験、観光農園や貸し農園など、農林業と体験型観光の連携を進めます。	農 林 課
森林等の重要性の理解促進	● 森と木のまつりを通じ、市民に森林整備、水源地保全の重要性について理解を促します。	農 林 課
農業者と非農家住民のコミュニケーション促進	● 非農家住民や転入者に対して農村・農業の実情を適切に伝えとともに、農業者に対して適切な農作業の実施を啓発します。	農 林 課
	● 農家と周辺住民とのコミュニケーションを促進するための仕組み(農地見学・農業体験等)を検討します。	農 林 課
自然とふれあうイベントの実施	● カタクリさくらまつりやひまわり花畑まつり等の自然とふれあうイベントを実施します。	観 光 課
観光ボランティアの育成・活用	● 地域に根ざした観光を目指すため、地域住民による観光ボランティアの育成・活用を図ります。	観 光 課

ふれあいのマナー向上		
自然と共生するためのマナー啓発	● 植物の採取禁止やごみの持ち帰りなど、自然と共生する上でのマナーの周知・向上について、看板やパンフレット等による普及啓発に努めます。	生活環境課

【生活環境】 健やかで安心して暮らせるまち

大気環境

＜基本施策＞ 良好な大気環境の維持・保全

(1) 現況と課題

本市に隣接する桐生市内に設置されている一般環境大気測定局の測定結果では、全国的に環境基準が達成されていない光化学オキシダントを除き、二酸化窒素や浮遊粒子状物質などは環境基準を達成しており、大気環境は総じて良好な状況といえます。

しかし、笠懸地区や大間々地区南部では、農地を転用した宅地開発により市街地が拡大するに従い、農・工・商・住の混在化が進み、農作物残さの野焼きや家庭用小型焼却炉での家庭ごみの焼却に伴う苦情が多く市役所に寄せられております。

こうした問題に対しては、従来より廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める野外焼却に関する基本ルールを周知するとともに、苦情案件ごとに個別に対応してきました。今後も法令順守の周知徹底を図るとともに、法律で例外とされている落ち葉のたき火や稲わら焼却等であっても近隣に配慮して行うといったマナーの順守、モラルの向上を図ることが必要です。

(2) 環境指標

指標項目※1	現状 2021 年度(令和3年度)	目標 2027 年度(令和 9 年度)	環境基準値
二酸化窒素 (NO ₂)	0.01ppm	0.04ppm 以下(環境基準達成)	0.04ppm 以下※2
浮遊粒子状物質 (SPM)	0.031mg/m ³	0.10mg/m ³ 以下(環境基準達成)	0.10mg/m ³ 以下※3
光化学オキシダント(OX)	0.096ppm	0.06ppm以下(環境基準達成)	0.06ppm 以下※4

※1 桐生測定局における測定結果 / 環境基準値の※2 は日平均値の98%値、※3 は日平均値の2%除外値、※4 は昼間の1時間値の最高値

(3) 取組の方向性

- 暮らしに伴う大気環境負荷の低減を図るため、野外焼却の防止に向けた指導・啓発に努めます。
- 事業活動に伴う大気環境負荷の低減を図るため、工場や事業所における燃料の適正化や、農林業に伴う廃棄物の適正処理を促進します。
- 県から「PM2.5 注意報」が発令された場合は、市防災・防犯情報メールで周知します。

(4) 環境の保全・創造に向けた取組

暮らしに伴う大気環境負荷の低減

野外焼却の防止のための指導・啓発

- 野外焼却などによる大気環境への負荷を抑制するため、家庭ごみの適正な処理方法について指導や啓発に努めます。

事業活動に伴う大気環境負荷の低減

工場や事業所の使用燃料の適正化

- 大気汚染防止法に基づき、工場や事業所の使用燃料の適正化に向けた指導や普及啓発に努めます。

農林業に伴う廃棄物の適正処理

- 農林業に伴う剪定枝等や使用済み農業用ビニールなどの適正処理について、周知・指導の徹底に努めます。
- 一部で野焼きが行われている農作物残さについて、桐生市清掃センターへの搬入による適正処理を促進します。

（１）現況と課題

（水環境）

本市の北部から南東部を流れる渡良瀬川は、豊かな自然や景観資源としてだけでなく、その下流に位置する多くの市町村に飲料水や農業用水を供給しており、水源としての役割も果たしています。

しかし、本市では、公共用水域の水質を保全するための污水处理整備が遅れており、汲み取り槽や単独浄化槽から出る未処理の生活雑排水等により、市内を流れる河川や農業用水の水質汚濁が懸念されます。また、南部に形成する大間々扇状地の地域では、排水路がないために未処理の生活雑排水等を地下に浸透させていることから、地下水に対しての影響も懸念されます。

このため、本市は流域関連公共下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽を中心とした污水处理を推進しており、現状では環境基準を満たす水環境が保たれています。

ただし、流域関連公共下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽による污水处理人口普及率（2022年3月末現在）が66.0%と、県内平均の83.1%と比べて低い状況であり、今後も各地域の実情を踏まえた経済的かつ効率的なベストミックスによる污水处理整備を計画的に推進する必要があります。

（土壌環境）

渡良瀬川流域は、明治時代以来、上流に位置する足尾鉍山や足尾精錬所などからの排水や鉍泥等により、流域の田畑等の土壌汚染が問題化しましたが、戦後の農家による努力や鉍山施設の改善、土地改良事業等により現在は改善されています。

土壌が一旦汚染されると、その汚染物質は長期間残留し、植物の生育や農畜産物などを通して、人の健康に影響を及ぼし続けることになり、その対策にも長い時間を要することとなります。このため、土壌汚染対策は未然防止が最も重要であり、今後も引き続き、農地などにおける農薬の適正使用や法律に基づく工場や事業所に対する規制・指導等を推進していくことが必要です。

（２）環境指標

指標項目	現状 2021年度(令和3年度)	目標 2027年度(令和9年度)	環境基準値
渡良瀬川のBOD	1.0mg/l	2mg/l以下(環境基準達成)	2mg/l以下
草木湖のCOD	1.3mg/l	3mg/l以下(環境基準達成)	3mg/l以下
阿左美沼のBOD ※1	1.5mg/l	8mg/l以下(環境基準達成)	8mg/l以下
污水处理人口普及率	65.9%	74.5%	
公共下水道普及率	29.0%	34.0%	
合併処理浄化槽処理人口	17,574人	19,374人	
合併処理浄化槽設置基数累計	6,206基	8,883基	

※1 阿左美沼は水の滞留時間が短いことから指標項目をBODとし、「水質汚濁に係る環境基準 別表2 生活環境の保全に関する環境基準(河川)」のD類型の基準値を準用

（３）取組の方向性

- 生活排水の処理対策として、公共下水道や合併処理浄化槽等の設置・整備を促進します。
- 産業排水の処理対策として、事業所に対する適切な排水処理指導に努めます。
- 限りある水資源の節約と適正利用に向け、節水行動の励行や公共施設・家庭・事業所等における雨水利用を促進します。
- 雨水の地下浸透を推進するため、透水性舗装や調整池の設置を促進します。
- 良好な土壌環境を保全するため、法令に基づく規制・指導や農業における適正な土づくりを推進します。

（４）環境の保全・創造に向けた市の取組

生活排水処理対策の推進		
地域に応じた生活排水処理施設の整備促進	● 公共下水道、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設について、各地域の特性に応じた最も適した整備手法を選択し、生活排水処理を効率的に推進します。	都市計画課
公共下水道の計画的な整備促進	● 認可区域における公共下水道の整備を推進するとともに、事業の進捗状況等により全体計画を見直し、効率的・効果的に整備を推進します。	都市計画課
合併処理浄化槽の設置促進	● 公共下水道認可区域外、農業集落排水事業整備区域外、市の指定した区域外では、合併処理浄化槽の設置費助成等を通じて生活排水の適切な処理を促進します。	都市計画課
産業排水処理対策の推進		
適切な排水処理の指導	● 事業所からの未処理排水や化学物質の漏洩を防止するため、適切な設備の設置や維持管理、作業方法等について指導します。	生活環境課
水の適正利用、雨水利用の促進		
公共施設における節水行動の推進	● 庁舎や学校等の多くの人々が利用する公共施設では、節水型機器・設備の導入を検討します。	各施設担当課
公共施設における雨水利用の検討	● 公共施設における雨水貯留施設の導入及び雨水の雑用水としての利用を検討します。	各施設担当課
家庭や事業所における雨水の利用促進	● 家庭や事業所における雨水貯留や利活用について、関係部局との調整、研究を検討します。	生活環境課

雨水の地下浸透の推進

透水性舗装の推進	● 公共施設の駐車場や歩道等の整備にあたっては、透水性舗装の採用に努めます。	建設課 各施設担当課
調整池の設置推進	● 雨水の流出量を調整するための調整池の設置を推進します。	建設課

土壌環境の保全

法令に基づく 規制・指導の推進	● 関係機関と連携し、工場や事業所における土壌の汚染防止に関する規制や指導を推進します。	生活環境課
適正な土づくりの 推進	● 関係機関と連携し、適正な農薬使用と有機質利用による土づくりを推進します。	農林課

廃棄物

＜基本施策＞ 5Rと適正な廃棄物処理の推進

(1) 現況と課題

本市のごみは、桐生市への委託業務で処理しており、桐生市清掃センターに搬送後、焼却し、最終処分しています。

本市の2020年度(令和2年度)における1人1日当たりのごみ排出量は、977gです。うち、生活系ごみが77%(756g)、事業系ごみが23%(221g)です。1人1日当たりのごみ排出量は県内で18番目の多さです。本市のリサイクル率は6.0%で、県内35市町村中35番目と低い水準です。

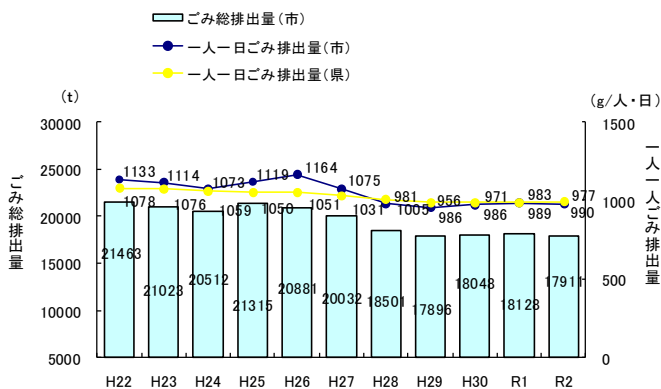
生活系ごみの収集では、指定ごみ袋制度をとっています。正しい分別の啓発・実践のため、2006年(平成18年)から市内全域で、ごみの排出時には個人・世帯主名を記入する「記名出し制度」を導入しています。プライバシー保護の観点から問題視する声もありますが、ごみの分別徹底を目的とした有効な手段として、定着しつつあります。

心地よく生活できる環境づくりを進めるためには、何よりも市民の理解と協力が不可欠です。そこで市では、ごみの減量化やリサイクル対策として、資源ごみ回収団体への奨励金制度や、生ごみ処理機の購入補助金制度を設けるとともに、各種リサイクル品目(古着・古布、廃食用油、使用済みインクカートリッジ、小型家電)の拠点回収を実施し取組促進に努めています。

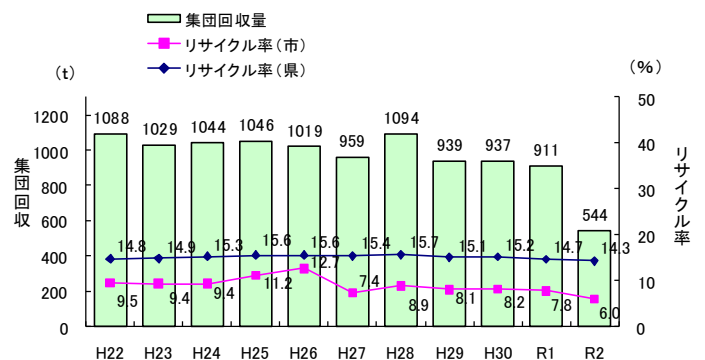
また、空き缶等の資源ごみのごみステーションからの持ち去りに対し、市は、2008年(平成20年)4月、みどり市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正し、資源の持ち去りを禁止して、ごみの再資源化に努めています。

これらの取組を継続させていくとともに、今後はさらに高いレベルを目指し、ごみの発生抑制、とりわけ「みどり5つのゼロ宣言」における「プラスチックごみゼロ」と「食品ロスゼロ」の達成に向けた取組を検討し、市民や事業者と一体となって5R(Reduce, Reuse, Recycle, Refuse, Respect)を推進していくことが必要です。

■ごみの排出、リサイクルの状況



▲ごみ排出量の推移



▲集団回収量、リサイクル率の推移

(2) 環境指標

指標項目	現状 2021 年度(令和 3 年度)	目標 2027 年度(令和 9 年度)
1 人 1 日 当 たり の ご ゐ の 搬 出 量	2020 年度(令和 2 年度)実績 977g	857g
ごみ総排出量	2020 年度(令和 2 年度)実績 17,911t	14,609t
集団回収量	2020 年度(令和 2 年度)実績 544t	1,018t
集団回収登録団体数	2020 年度(令和 2 年度)実績 86 団体	86 団体(現状維持)
リサイクル率	2020 年度(令和 2 年度)実績 6.0%	13.5%
容器包装廃棄物分別収集量	2020 年度(令和 2 年度)実績 519t	453t
古紙分別収集量	933t	1,219t
生ごみ処理機購入助成件数(累計)	210 件	390 件

(3) 取組の方向性

- ごみの減量化に対する市民意識を高めるため、施設見学会の開催をはじめ、あらゆる機会を通じて意識啓発に努めます。
- ごみの発生抑制や「プラスチックごみゼロ」の達成に向け、プラスチックトレイやビニールによる個別包装、レジ袋等の削減やマイ箸・スプーン・フォークの利用促進に取り組みます。
- ごみの減量化に向け、家庭から排出される生ごみの減量化や、学校において食育の推進充実を図ります。また、ごみの組成について調査・分析し、減量化に向けて検討します。
- 再使用・再生利用の促進に向け、資源ごみの回収や事業系ごみの再利用を促進するとともに、各種リサイクル法について関係者に対して周知徹底を図ります。
- 廃棄物の適正処理を推進するため、一般廃棄物処理基本計画に基づいて、計画的な取組を推進していくとともに、市民に対してごみ出しルールの周知徹底やごみステーションの適正管理を促進します。
- 土砂等による埋立て等の規制に関する条例に基づく厳正な許可審査及び立入検査等により、生活環境の保全と市民の安全な生活の維持を推進します。

(4) 環境の保全・創造に向けた市の取組

ごみ減量化に関する市民意識の啓発		
市民意識の高揚	● 学校教育や生涯学習活動、広報活動、各種イベント、市民・事業者への説明など、あらゆる機会を通じて、ごみの減量化・資源化の啓発を行い、市民意識の高揚を図ります。	生活環境課
施設見学会の開催	● 市民のごみ減量化意識を高めるため、桐生市清掃センター等	生活環境課
	の施設見学会を開催します。	

ごみの発生抑制・減量化

プラスチックごみの削減等の推進	● 県及び近隣自治体等と連携し、小売店に対して簡易包装やプラスチックトレイ、レジ袋の削減などの取組について指導・啓発します。	生活環境課
	● 買い物等におけるマイバッグの持参を促進します。	生活環境課
マイ箸・スプーン・フォークの利用促進	● 森林資源の保全・節約やプラスチックごみの削減のため、マイ箸・スプーン・フォークの利用を促します。職員は率先してマイ箸・スプーン・フォークの利用に取り組みます。	生活環境課
生ごみ処理・食品ロスゼロの推進	● 生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機購入補助金制度の周知に努めます。	生活環境課
	● 市内の学校において食育の推進充実を図り、食べ残しや食品の廃棄を減らしていく意識を高めます。	教育総務課 学校教育課
	● 食品ロスの削減に積極的に取り組み飲食店・小売店等を協力店に認定し、食品ロスゼロを推進します。	生活環境課
事業系ごみの減量推進	● 桐生市清掃センターに搬入されるごみ、特に事業系ごみについて、減量化に向けた検討を行います。	生活環境課
ごみ減量化・リサイクル協力店の認定	● ごみ減量化等に積極的に取り組む小売店等を協力店に認定し、5Rを推進します。	生活環境課

再使用・再生利用の促進

資源ごみの回収促進	● 可燃ごみの減量化を図るとともに、リサイクル可能な資源ごみとして集団回収で処理されるよう、各地区の回収団体が行っている活動の維持・開拓に努めます。	生活環境課
	● 小売店が実施する店頭での資源ごみの回収を促進します。	生活環境課
	● 市役所庁舎等に小型家電リサイクルボックスを設置し、回収した小型家電から希少金属を抽出し、再資源化を図ります。	生活環境課
	● 市役所庁舎等にインクカートリッジ回収ボックスを設置し、プリンターメーカーごとに仕分けし、再利用を図ります。	生活環境課
事業系ごみの再利用推進	● 事業系ごみやリサイクル可能な古紙類等については、市及び事業者ごとに独自の資源化ルートを開拓し、事業者自らによる資源化と適正な処理を促進します。	生活環境課
各種リサイクル法の周知徹底	● 各種リサイクル法や業界の自主的な取組により資源化ルートが確立しているものについて、情報提供の充実により資源化の徹底を図ります。	生活環境課
古着・古布等回収推進	● 市役所各庁舎に回収ボックスを設置し、資源の再使用を図ります。	生活環境課

廃棄物の適正処理の推進

一般廃棄物処理 基本計画に基づく 取組	● 一般廃棄物処理基本計画に基づき、市民や事業者とともにごみ処理や5Rの取組を計画的に推進します。	生活環境課
分別排出、 ごみ出しルールの 周知徹底	● ごみ収集カレンダーの作成・配布を通じて、市民へごみの正しい分別方法や収集日の周知徹底を図ります。	生活環境課
	● 市民、特に地域コミュニティとのつながりが少ない単身者や外国人の世帯に対し、収集日程や適切なごみ出しルールの周知・徹底を図ります。	生活環境課
市民サービスの 充実検討	● 市民自らの運搬・処分が困難なごみの収集や、ごみの排出が困難な市民に対する収集体制のあり方について調査・研究を行うなど、市民サービスの充実を図ります。	生活環境課
ごみステーション の適正管理	● ごみステーション管理について、隣組等で掃除当番制度を設けるなどし、地域での自主的な管理を促進します。	生活環境課
	● 地区のごみステーションの管理状況を注視し、必要に応じて隣組等へ改善要請等を行います。	生活環境課
ごみ処理費用の分析	● ごみ処理に関するコスト分析及び情報提供等を行います。	生活環境課
土砂等埋立ての適 正化推進	● 環境基準に適合しない土砂等の搬入や無秩序な埋立てによる土砂災害の発生を防ぎます。	生活環境課

（１）現況と課題

（悪臭）

本市では、野焼きに関する苦情と同様に、混在化の進む笠懸地区や大間々地区南部において、農業作物残さや堆肥、生ごみ等に起因する悪臭苦情が寄せられる傾向にあります。

今後も引き続き法律に基づく指導・規制を行っていくとともに、農業作物残さや堆肥等に起因する悪臭苦情に対しては、住・農が混在する本市の現状を踏まえ、臭気への周辺住民の理解促進や良好な近隣関係の構築などにも取り組んでいく必要があります。

（音環境）

本市における騒音・振動に関する苦情は、2021 年度（令和 3 年度）に 4 件あり、主に工場の機械や敷地内への大型車の出入り等に関するものでした。こうした騒音や振動の防止対策としては、発生源となり得る工場・事業所の監視等を行うとともに、騒音規制法や振動規制法等の各種法規制に基づく届出の徹底や基準値の順守、防止対策の指導等を行っています。

近年では、こうした規制・指導には馴染まないピアノやカラオケ、ペットの無駄吠えといった近隣生活騒音に関する苦情も寄せられるため、近隣住民に配慮した暮らしや事業に伴う騒音防止のマナーやルールの周知徹底が必要です。

（２）環境指標

指標項目	現状 2021 年度(令和 3 年度)	目標 2027 年度(令和 9 年度)
公害苦情件数	87 件	40 件
うち「野焼き」に関する苦情件数	5 件	0 件
うち「悪臭」に関する苦情件数	3 件	0 件
うち「騒音・振動」に関する苦情件数	4 件	0 件

（３）取組の方向性

- 公害苦情や公害問題に対して適切に対応するため、監視・指導体制の強化や迅速な苦情処理対応等を促進します。
- 悪臭問題の防止・改善に向け、発生源となり得る工場・事業場や畜産農家等に対して適切な防止対策を講じることを促進するとともに、啓発・指導に努めます。
- 生活に伴う身近な近隣公害の発生を防止するため、交通騒音や生活騒音、深夜騒音等の防止に努めます。

(4) 環境の保全・創造に向けた市の取組

公害防止体制の整備		
公害監視・指導体制の強化	● 県など関係機関の協力を得て、公害パトロールや立ち入り調査を実施し、監視体制の強化に努めます。	生活環境課
苦情処理への迅速な対応	● 市民から寄せられる公害・環境問題など様々な苦情に対し、市民・事業者・行政の責務を明確にし、関係機関と連携して迅速に対応します。	生活環境課
苦情の対応	● 公害・苦情に対し、条例・規則に則った行政指導を行うとともに、市民への啓発活動を行います。	生活環境課

悪臭防止対策		
悪臭防止対策の推進	● 家庭における生活雑排水対策や浄化槽の整備・点検など、悪臭防止に関する対策や取組について普及啓発に努めます。	生活環境課
	● 畜産農家へのふん尿処理、臭気防止等の設備投資に対する助成制度の情報提供に努めます。	農 林 課
悪臭防止に関する啓発及び指導	● 畜産農家に対し、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進が図られるよう、ふん尿処理施設の整備、臭気防止等の指導に努めます。	農 林 課
	● 悪臭防止法に基づき、工場や事業場における悪臭の指導・規制を推進します。	生活環境課

近隣公害の未然防止		
道路交通に伴う騒音・振動の防止・低減	● 交通騒音や振動の著しい道路では、関係機関と連携し、路面整備や街路樹・植栽帯等の緩衝帯の設置を促進します。	建 設 課
近隣生活騒音の防止	● ペットの鳴き声など、ペットの適切な飼い方やマナー・モラルの向上を図ります。	生活環境課
	● ピアノやカラオケなどの近隣生活騒音の防止に関する普及啓発に努めます。	生活環境課
深夜騒音に対する指導・規制	● 深夜営業店舗等におけるカラオケやエアコンなどの騒音に対する指導に努めます。	生活環境課

放射性物質

＜基本施策＞ 放射性物質からの生活環境の保全

（１）現況と課題

東日本大震災が要因となり発生した原子力発電所の事故により、関東・東北をはじめとした広範囲の地域に放射性物質が拡散されました。

本市では、2011 年(平成 23 年)8 月に国が制定した「平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(放射性物質汚染対処特措法)」に基づき、空間放射線量の測定を行っています。

放射性物質のうちセシウム 137 は半減期が 30 年のため、今後も測定を継続していくとともに測定値を市民に公表していく必要があります。

（２）環境指標

指標項目	現状 2021 年度(令和 3 年度)	目標 2027 年度(令和 9 年度)	環境基準値
空間線量の年間平均値	0.052 μ sv/h	0.23 μ sv/h 未満(環境基準達成)	0.23 μ sv/h※1

※1 追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト未満となる時間当たりの空間放射線量の上限

（３）取組の方向性

- 市内の空間放射線量や各施設等の放射線量の継続的な測定に努めるとともに、ホームページ等で公表します。

（４）環境の保全・創造に向けた市の取組

空間放射線量・放射性物質の測定

空間放射線量の定期的な測定	● 市内の放射線量を継続的に把握するため、空間放射線量の定期的な測定を実施します。	生活環境課 各施設担当課
空間放射線量測定器の貸出	● 市民が身近な生活環境等の空間放射線量等を測定できるように空間放射線測定器を貸し出します。	生活環境課
放射性物質の定期的な測定	● 農業集落排水施設から出る発生土等について、放射性物質の測定を行うとともに、適正に保管等を行います。	都市計画課

都市的環境 <基本施策> **開発と環境の調和のとれた、緑あふれる街並みの保全・整備**

(1) 現況と課題

(土地利用)

本市では、笠懸地区と大間々地区が都市計画区域に指定されていますが、市街化を促進するエリア(市街化区域)と抑制するエリア(市街化調整区域)とに分ける制度を導入していないため、無秩序な土地利用や開発の進行による生活環境・営農環境の悪化や非効率的な都市基盤の形成が懸念されています。一部では既に悪臭問題など、混住化に関連する問題が生じています。

今後は、特に混住化の進む笠懸地区や大間々地区南部では、2009年度(平成21年度)に策定された都市計画マスタープランに基づき、用途地域や特定用途制限地域などの都市計画制度を用いて、適切な土地利用を誘導し、また、都市計画機能や居住機能を集約して効率的な市街地整備や調和のとれた魅力あるまちづくりを進めていく必要があります。

(公園・緑地)

本市の北部は足尾山地が連なる中山間地域で、緑や森林に恵まれています。一方、大間々扇状地が広がる南部は平坦であり、市街地の拡大によって農地が減り、緑地が減少しています。

市内では、緑地環境が保全される風致地区として、阿左美沼周辺、岩宿遺跡周辺、高津戸峡・要害山周辺が指定されています。そのうち、大間々地区の既成市街地の東側、渡良瀬川左岸に位置する高津戸周辺は、一部が高津戸公園として都市公園に指定されています。

そのほか、公園・緑地については、各地区にグラウンド(運動公園)やこども広場などがありますが、狭小な公園・緑地が多く、利用環境に満足できない部分があり、管理体制・方法にも課題があります。

都市計画道路として整備された「まま通り」では、街路樹が植栽され、やすらぎを感じられる道路景観がつくり出されています。また、大間々庁舎西の傾斜地「まま」の緑や、わたらせ溪谷鐵道沿線の桜並木や花桃街道なども郷土の景観を特色づける貴重なアクセントになっています。

今後は、都市計画マスタープランに従い、生活の中で身近に利用できる公園や緑地を計画的に整備・保全していくとともに、市街地や公共空間において、さらなる緑の創出を促進していく必要があります。また、2021年度(令和3年度)に策定された景観計画に基づき、緑化を含めた景観まちづくりを推進し、ゆとりと潤いのある空間の保存・創出を図ります。

(2) 環境指標

指標項目	現状 2021年度(令和3年度)	目標 2027年度(令和9年度)
1人当たりの都市公園面積	1.1 m ²	3.1 m ²
都市公園数	2 か所	3 か所
都市公園面積	5.5ha	15.2ha
風致地区数	3 か所	3 か所
風致地区面積	151ha	151ha
緑のカーテン設置施設数	59 施設	59 施設(現状維持)

（３）取組の方向性

- 良好な住環境を保全・創出するため、都市計画マスタープランに基づき開発と環境の調和のとれた土地利用を促進するとともに、各種都市計画制度を用いて適正な土地利用の規制・誘導に努めます。
- 良好な街並みを保全・整備するため、景観計画に基づき地域の特色に応じてみどり市らしい街並みを保存・創出するとともに、景観を阻害している電線類の地中化について検討を進めます。
- 公園や緑地の計画的な保全・整備や市の管理コストの負担軽減と管理作業の効率化等のため、公園・広場・グラウンドの適正配置を図ります。
- エネルギー消費による環境負荷を低減するため、緑のカーテンを普及させるとともに、住宅地における緑の保全・創出に関する都市計画制度の活用を促進します。
- 公共空間の緑化を推進するため、庁舎や学校等の公共施設で率先して緑化に努めるとともに、街路樹の整備に努めます。

（４）環境の保全・創造に向けた市の取組

良好な住環境の保全・創出		
開発と環境の調和のとれた土地利用	● 「都市計画マスタープラン」等の計画に基づき、開発と環境保全の調和のとれた秩序のある土地利用を推進します。	都市計画課
適正な土地利用の推進	● 建物の混在化や高規格道路の整備等による土地利用の急激な変化に対応するため、土地利用の規制・誘導により、まちのまとまりの形成を目指します。	都市計画課
街並みの保全・整備		
みどり市らしい街並みの保存・創出	● 「景観計画」に基づき街路樹や生け垣などを活かしながら、歴史のある建築物と調和した市街地の街並みの保存と創造に努めます。	都市計画課
電線類の地中化の推進	● 中心市街地等における電線類の地中化を検討します。	建設課 都市計画課
公園・緑地の計画的な保全・整備		
身近な公園・緑地等の計画的な整備	● 身近に利用できる公共緑地、公園、広場などを計画的に整備するとともに、公園・広場・グラウンドの適正配置を図ります。	建設課 都市計画課 社会教育課
地域との連携による公園・緑地の管理	● 公園や緑地等の管理を、地元団体等と連携して行います。	建設課

市街地の緑化の推進

緑のカーテンの普及促進	● 市街地の緑化や夏場における室内の温度上昇の緩和などを目的とした緑のカーテンの普及を促進します。	生活環境課
民間事業所等の緑化促進	● 良好な緑化事例の紹介等を通じて、民間事業所や店舗等の緑化を促進します。	生活環境課

公共空間の緑化の推進

公共施設等の緑化	● 公共施設等では、率先して緑化に努めます。庁舎や学校等では、率先して緑のカーテンを導入します。	生活環境課 各施設担当課
街路樹の整備	● 主要道路沿道における歩道の整備にあわせて、街路樹の植樹を推進します。	建設課

（１）現況と課題

本市には、日本の歴史に旧石器段階があったことが証明された史跡岩宿遺跡にはじまり、旧石器の時代から縄文時代への橋渡しになる史跡西鹿田中島遺跡など、旧石器時代（岩宿時代）の段階から人々が暮らしの跡を残しています。

江戸時代には、足尾銅山の銅を運ぶ銅山街道が市域を南北に縦断し、その沿線として発展しました。市内には銅の中継地が３箇所置かれ、宿として発展しました。中継地となった沢入、花輪、大間々（後に桐原）のうち、花輪と桐原では銅蔵のほか、銅輸送に関連した史料が残されています。また、街道筋の付け替えにより、中継地が桐原に遷された後の大間々は、その後も山あいの村々と平地の村々との交通の要所として物資の集散地になり、在郷町として発展していきました。

明治以降、銅山街道の役割は足尾鉄道（旧国鉄足尾線）に引き継がれますが、銅だけでなく、木材の搬出、沢入みかげ石の輸送路としても重要な役割を果たし、日本の近代化に大きく貢献しました。

市内に所在する文化財は、このようなみどり市の歴史と発展を背景にしており、現在、国の指定文化財が２件、県の指定文化財が５件、市指定文化財が５３件、国の登録有形文化財が２６件あります。

ほかにも、在郷町の面影を残す大間々地区の家並みや、典型的な養蚕農家を残す小夜戸地区、銅山街道の宿場町の面影を残す東町花輪地区など、国の登録有形文化財候補も多く点在しています。

今後も、こうした郷土の歴史や伝統・文化に対する理解や保護意識を高めていくとともに、多くの市民や来訪者が本市の優れた歴史や文化に親しめる環境を整備し、保全と活用を図りながら、次代へ継承していく必要があります。

（２）環境指標

指標項目	現状 2021 年度(令和 3 年度)	目標 2027 年度(令和 9 年度)
文化財・文化施設を活用したイベント参加者数	598 人	2,000 人
登録指定文化財数	86 件	90 件
うち指定史跡数	13 件	14 件
うち指定・登録有形文化財数	60 件	63 件
うち指定天然記念物数	9 件	9 件(維持)
うち指定無形民俗文化財数	4 件	4 件

（３）取組の方向性

- 自然的及び歴史的な文化遺産を保全するため、文化財の指定・登録を促進します。
- 文化財の保護・活用を図るため、学習機会の充実や観光・文化施設の利活用促進、地域における文化財保護ボランティアの育成等に努めます。
- 郷土に伝わる歴史や伝統文化等に関する地域資源の保護・継承に努めます。

(4) 環境の保全・創造に向けた市の取組

歴史的建造物の保全

文化財の指定等の促進	● 東町の養蚕農家群や大間々町の商家など、所有者の合意を得ながら必要な文化財の指定・登録を促進します。	文化財課
------------	---	------

文化財の保護・活用

学習機会の充実	● 文化財に対する興味・関心が高まるよう、史跡岩宿遺跡、史跡西鹿田中島遺跡、銅山街道などをキーワードに、学習機会の充実を図ります。	文化財課
文化施設・観光施設としての活用促進	● 旧花輪小学校記念館やながめ余興場、大間々博物館(コノドント館)などの貴重な歴史的建造物について、文化施設・観光施設として利活用しながら、保全・整備を行い、観光客誘致に努めます。	観光課 文化財課
ボランティアの育成	● 地域の文化財は地域で守ることを基本に、文化財保護ボランティアを育成し、文化財の保存活動に努めます。	文化財課
文化財の計画的整備の推進	● 文化財の総合的な活用を視野に入れた整備計画を策定し、指定文化財等の計画的整備を進めていきます。	文化財課

郷土の歴史・文化の保全・継承

伝統的なまつりの振興	● 郷土に伝わる伝統のまつりの振興に努め、観光客誘致を推進します。	観光課
地域資源の保全・継承	● 市民への学習活動の支援などを通じて、歴史や伝統文化、芸能等の地域資源の保全・継承を図ります。	社会教育課 文化財課

（１）現況と課題

2021 年度(令和 3 年度)に本市に寄せられた公害苦情のうち、最も多いのは空き地の樹木や草の繁茂で 37 件ありました。最近では、空き家や耕作放棄地に関する苦情も増えている状況にあります。

また、本市においてもペットを飼う人が増えていますが、これに伴い、犬の鳴き声や猫のふんの不始末による悪臭など、ペットに関する苦情やトラブルも発生しています。これらの原因の多くは、飼い主の無責任な飼育など、マナーやモラルに問題があると言われています。

これらは総じて近隣への配慮不足、一人ひとりのマナーやモラル・道徳観の低下などが引き起こしている深刻な社会問題といえます。そして、これらの問題は一部の限られた都市部の問題ではなく、郊外や山間部にまで及んでいます。

本市では、不法投棄や散乱ごみのない清潔で美しいまちづくりに向けた各主体の責務等を定めた条例(みどり市ごみ及び家電等の不法投棄禁止条例)に基づき、看板や広報紙等を通じて、ルールへの順守やモラルの向上などを呼びかけています。また、特に廃棄物が捨てられることが多い林道や一般道沿道、ごみステーション、遊休農地や空き地等を中心に環境パトロールを定期的に行っています。

不法投棄に対しては今後も引き続き監視体制の強化・充実を図っていくとともに、ポイ捨てやふんの不始末等に対しては市民一人ひとりのマナーの順守、モラルの向上を図っていくことが必要です。



▲不法投棄の現場（東町座間の柱戸川）



▲不法投棄防止を呼びかける啓発看板

（２）環境指標

指標項目	現状 2021 年度(令和 3 年度)	目標 2027 年度(令和 9 年度)
「花と緑のクリーン大作戦」の参加団体数	3 団体	10 団体
「渡良瀬川クリーン運動」の参加者数	188 人	200 人
「空き地の樹木繁茂や草茫々」に関する苦情件数	37 件	30 件
「不法投棄」に関する苦情件数	5 件	0 件

(3) 取組の方向性

- 不法投棄やごみのポイ捨てを防止するため、意識啓発や教育の充実・徹底を図ります。
- 環境美化活動を推進するため、各種団体が実施する環境美化活動への参加を促進するとともに、環境美化に関するルールやマナーの向上を図ります。また、空き家や空き地の適正管理や犬・猫等の適正飼育を推進します。こうした主体的な取組意欲を向上させるような仕掛けづくりに努めます。

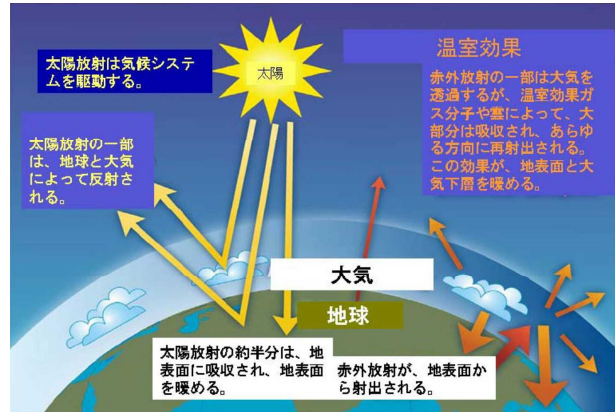
(4) 環境の保全・創造に向けた市の取組

不法投棄やごみのポイ捨て防止対策の推進		
意識啓発・教育の充実・徹底	● 「みどり市ごみ及び家電等の不法投棄禁止条例」に基づき、市民や事業者、土地所有者等に対し、広報紙やチラシ等を通じてごみの不法投棄や散乱防止に関する意識啓発を図ります。また、必要に応じ、不法投棄の禁止を強く呼びかける啓発看板を設置します。	生活環境課
	● 観光やレクリエーション等で本市を訪れる人々に対し、看板等の設置を通じて、ごみの持ち帰りを促します。	生活環境課
	● 学校におけるごみのポイ捨て防止や不法投棄に関する教育の充実を図ります。	生活環境課 学校教育課
環境パトロールの実施	● シルバー人材センターに委託するなどし、不法投棄の多い場所を中心とした定期的な環境パトロールを実施します。	生活環境課
	● ごみや家電等の不法投棄や散乱を特に防止する必要がある区域は、監視活動を行います。悪質なケースが続く場合には、監視カメラの活用を検討します。	生活環境課

環境美化活動の推進		
環境美化活動への参加促進	● 自治会やボランティア組織等の自主的な美化保全を行う団体に対し、県が行う「花と緑のクリーン大作戦」への参加を促進します。	建設課
	● 渡良瀬川流域自治体と連携して行う「渡良瀬川クリーン運動」への参加を促進します。	建設課
	● 環境美化活動事業補助金の制度により、環境美化に取り組む行政区の活動を支援します。	生活環境課
環境美化に関するルールやマナーの向上	● 散歩時等におけるペットのふんの後始末や日常のごみ出しなどについて、広報紙やパンフレット等を通じて、ルールやマナーの向上に努めます。	生活環境課
犬・猫等の適正飼育の推進	● 犬や猫などの適正な飼育・管理を行うため、避妊や去勢等の措置や鑑札等の装着などについて普及啓発を図ります。	生活環境課
空き家・空き地の適正管理	● 空き家や空き地などについて、管理者に対して除草や衛生害虫の予防・駆除等の適正管理を啓発・指導します。	生活環境課 建設課
主体的な取組意欲の向上	● 環境美化や緑化活動などに積極的に取り組む個人や団体を顕彰します。	生活環境課

(1) 現況と課題

2021年(令和3年)8月に公表された「気候変動に関する政府間パネル(IPCC) 第6次評価報告書 第1作業部会報告書」では、地球温暖化が人間活動によるものであると断定し、極端な豪雨や熱波、干ばつが増加している原因になっていると指摘がされています。また、産業革命前には10年に1回程度しか起こらなかったような極端な高温の発生頻度が、気温が1℃上昇した現在において既に2.8倍、上昇幅が1.5℃に達した場合は4.1倍、2℃に達した場合は5.6倍、4℃に達した場合には9.4倍になる可能性が高いと予測しています。



▲温室効果の概念図（出典：気象庁 平成19年）

県では、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」の実現に向け、2021年(令和3年)3月に群馬県地球温暖化対策実行計画を改定し、県全体で2030年度(令和12年度)までに2013年度(平成25年度)比50%の温室効果ガス削減(排出削減量44%、森林吸収量6%)を目標として取り組んでいます。

本市における2019年度(令和元年度)の二酸化炭素排出量は約256千トンであり、2013年度(平成25年度)に比べ約23.1%減少しています。

また、市から排出される温室効果ガス(二酸化炭素)の4割以上が家庭や事業所などの民生部門からのものであり、その排出量は減少傾向にあります。なお、エネルギー多消費型産業(例：パルプ、鉄鋼等)の集積が少ないため、産業部門からの排出量は全国や県と比べ少ない傾向にあります。

市では、太陽光発電システムや蓄電池、ペレットストーブ、薪ストーブを自宅に設置する際の費用の一部を助成する補助金の交付や、公共施設への緑のカーテン設置など、温室効果ガス排出抑制に向けた事業を行っています。今後は、令和3年12月に表明した「みどり5つのゼロ宣言」や「ゼロカーボンシティ宣言」(2050年までの温室効果ガス排出量実質「ゼロ」)の達成に向け、中長期視点から新たな施策を展開する必要があります。

温室効果ガス排出傾向を踏まえ、本市では特に家庭や事業所からの温室効果ガスの排出を抑制していく必要があります。また、自動車に依存した生活様式が定着している本市では、電気自動車に代表されるエコカーへの更新やエコドライブの実践などの環境に配慮した自動車利用の促進と、公共交通機関の利用促進を図っていく必要があります。



▲笠懸庁舎（アサガオ）



▲太陽光発電施設

(2) 環境指標

指標項目	現状 2021 年度(令和 3 年度)	目標 2027 年度(令和 9 年度)
市の事務・事業に伴う CO ₂ 排出量	13,897t-CO ₂	7,786t-CO ₂
住宅用太陽光発電システム設置件数(累計)	931 件	1,115 件
住宅用リチウムイオン蓄電池設置件数(累計)	239 件	545 件
住宅用ペレットストーブ・薪ストーブ設置件数(累計)	14 件	45 件
廃食用油回収量	4,247 リットル	4,247 リットル(現状維持)
公用車の低公害車導入台数(累計)	21 台	29 台
バス利用者数	21,360 人	38,600 人
LED防犯灯の設置基数	4,357 基	4,700 基
市役所エコ通勤 燃料(ガソリン・軽油)削減量	40,587 リットル	42,700 リットル

(3) 取組の方向性

- 令和 3 年度に表明した「みどり 5 つのゼロ宣言」や「ゼロカーボンシティ宣言」の達成に向け、中長期的視点から本市が環境保全や地球温暖化防止に取り組んでいくための施策を検討します。
- 家庭における CO₂排出量を削減するため、CO₂の「見える化」等により主体的な取組意欲の向上を図るとともに、キャンペーン等による地球温暖化問題への関心喚起に努めます。
- エネルギーの効率的な利用を推進するため、市が率先して省エネ行動に努めるとともに、CO₂排出量の削減に大きな影響を及ぼす住宅や建築物の省エネ化や、家電製品への省エネ機器の普及促進を図ります。
- 有限な石油エネルギーに代わる再生可能エネルギーを普及させるため、国の政策的支援も期待できる太陽光発電システムや蓄電池、木質バイオマスの普及を促進するほか、比較的小規模な設備で発電可能な小水力発電についても導入を検討します。
- 環境負荷の少ない自動車利用を促進するため、電気自動車に代表されるエコカーの普及促進等の環境に配慮した自動車利用を促進していきます。
- 現在のマイカーに依存したライフスタイルを改め、少しでも自動車利用を抑制するため、地域公共交通の利便性を高め、自動車から公共交通への転換を促進していきます。市域の南部は比較的平坦な地形であるため、短距離移動の手段として自転車の利用を促進します。市役所職員は、エコ通勤の実践や日常業務での自転車利用など、率先して行動します。

(4) 環境の保全・創造に向けた市の取組

低炭素社会づくり		
市の取組姿勢の明確化	中長期的視点から本市が環境都市・低炭素社会づくりに取り組む姿勢を明確にする都市宣言を検討します。	生活環境課
環境負荷の少ない生活様式の推進		
CO ₂ の見える化の促進	家庭や学校、公共施設等に対し、電気使用量や料金の詳細が分かるスマートメーター(通信機能を備えた電力メーター)のデータ活用を促進します。	生活環境課
キャンペーン等による市民の関心喚起	「環境月間(6月)」や「クールアースデー(7月7日)」、「地球温暖化防止月間(12月)」などにおいて、「みどり5つのゼロ宣言」と絡めた普及啓発記事の特集等を広報紙に掲載し、地球温暖化防止に対する市民の関心を高めます。	生活環境課
エネルギーの効率的な利用の推進		
住宅・建築物の省エネ化の促進	省エネ・新エネ設備の導入等による、環境に配慮した公共施設の整備を検討します。	各施設担当課
省エネ機器の普及促進	グリーン購入や省エネラベリング制度など、省エネ機器に関する情報提供に努めます。	生活環境課
	市内に設置されている防犯灯をLED照明にすることで省電力化を促進します。	危機管理課
市の率先した省エネ行動	市が行う事務・事業に関して、職員の行動計画を策定し、率先して省エネ活動に取り組みます。	生活環境課 全職員
	公共施設において、LED照明等の省エネ機器の導入を推進します。	財政課 各施設担当課
	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)に基づいたエネルギー消費効率の良い自動販売機の導入に努めます。	財政課 各施設担当課
再生可能エネルギー等の普及促進		
太陽光発電システム等の普及促進	住宅用新エネルギーシステム等設置補助事業等を推進し、再生可能エネルギーの推進に努めます。	生活環境課
	市有地及び公共施設へ太陽光発電システム等の導入を推進し、再生可能エネルギーを普及促進します。	生活環境課 各施設担当課
小水力発電の導入推進	河川や農業用水路等の既存の水利用設備の高低差を利用した小水力発電の導入を推進します。	生活環境課 各施設担当課

環境負荷の少ない自動車利用の促進

エコカーの普及促進	● 市の公用車として、電気自動車に代表される低公害車の導入に努めます。	財 政 課
急速充電器の利用促進	● 公共施設に急速充電器を設置することにより、電気自動車の普及を促進しCO2の排出量の削減に努めます。	財 政 課

自動車利用の抑制

地域公共交通の利便性向上	● 「電話でバス」・「東町路線バス」について、実証運行の実施結果や市民ニーズを踏まえながら、さらなる利便性向上と利用促進に努めます。	企 画 課
自転車の利用促進	● 市役所職員が日常の事務・事業での短距離移動において公用自転車の利用促進に努めます。	生活環境課
エコ通勤の実践	● 職員に対し、公共交通や自転車・徒歩等による「エコ通勤」の実践を呼びかけます。	生活環境課

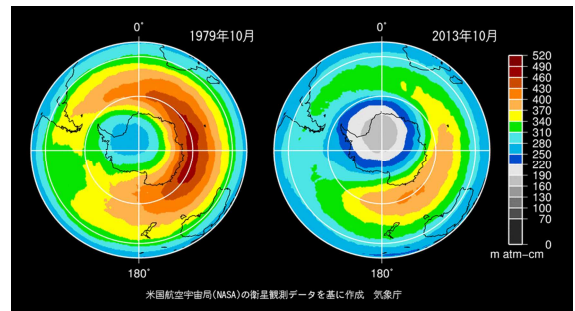
(1) 現況と課題

地球温暖化(地球規模の気候変動)以外にも、地球環境問題は様々あります。その中でも、特に本市にも影響が懸念される、あるいは市域での活動が影響を及ぼす主な問題として酸性雨の影響やオゾン層の破壊があります。

(オゾン層の破壊)

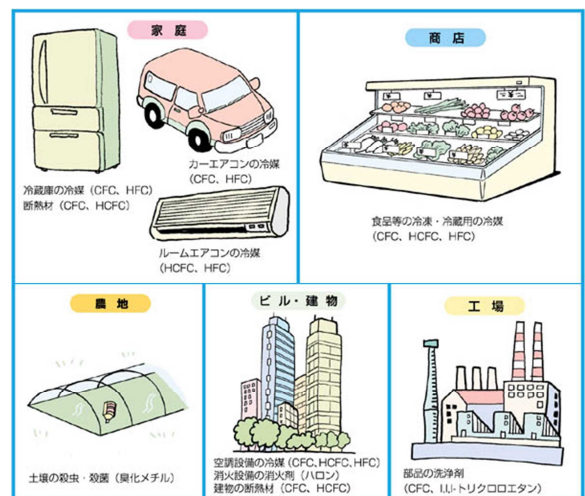
地球をとりまくオゾン層は、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、私たちなどの地球上の生物を守っています。しかし、1970年代頃から、南極でオゾンが極端に減少する「オゾンホール」という現象が確認されはじめ、その後も年々、範囲が拡大しました。その原因物質の1つが、冷媒やスプレー、洗浄剤、発泡剤などに広く利用されていたフロンでした。主要なフロン(特定フロン)は、モントリオール議定書に基づき1995年末に全世界で使用・製造が全廃されましたが、これに替わる「代替フロン」と呼ばれる物質にも、わずかながら、オゾン層破壊効果や強力な地球温暖化効果があります。現在、これらの物質が自動車や業務用空調機器・冷凍機器等の冷媒で使われているため、我が国では、フロン回収・破壊法等に基づき、大気中に放出させないため、製品の廃棄にあたってのフロン回収が義務付けられています。

これらの規制の結果、オゾン層破壊物質の総量は、1990年代後半のピーク時の値から減少傾向を示しています。オゾン層破壊の人体への悪影響が最初に認識されはじめたのは1980年頃ですが、このまま順調にオゾン層が回復すれば、今世紀半ばより前には、1980年以前のレベルまでオゾンの量が回復するといわれています。



▲1979年10月、2013年10月の
月平均オゾン全量の南半球分布

資料 気象庁



▲オゾン層破壊物質などの用途(主なもの)

資料 環境省

(酸性雨の影響)

酸性雨は、化石燃料燃焼や金属精錬などにより大気中に放出される硫黄酸化物(SO_x)や窒素酸化物(NO_x)などを起源とする酸性物質が、雨・雪・霧などに溶け込んで降ってくる現象です。この結果、河川・湖沼・土壌が酸性化し、建造物・文化遺産などに悪影響が及ぶことが懸念されています。

物質の酸性、アルカリ性の度合いの指標として、一般的には、水素イオン濃度(pH)が用いられており、酸性度が強いほどpHは低くなります。純水(中性)のpHは7ですが、降水には大気中の二酸化炭素が溶け込むため、人為起源の大気汚染物質がなかったとしてもpHは7よりも低くなります。大気中の二酸化炭素が十分溶け込んだ場合のpHが5.6であるため、酸性雨の目安としてpH5.6以下とする場合が多いのですが、火山、アルカリ土壌など、周辺の状況によっても本来の降水のpHは変わってきます。

県内では、降水のpHなどを把握するため、前橋市郊外(1989[平成元]年度から衛生環境研究所実施)及び赤城山(1996[平成8]年度から環境省実施)で酸性雨調査を実施しています。

2021(令和3)年度の降水について通年観測した結果、pHは、前橋市郊外では5.2～6.9の範囲で平均値は5.5でした。過去のpH年平均値の経年変化から、長期的には改善傾向にあります。

(2) 取組の方向性

- オゾン層を破壊する特定フロンが使用された機器について、適正な回収・処理を促進します。
- 酸性雨は森林への影響も懸念されるため、酸性雨の発生状況などの関連情報を収集し、適切な情報提供に努めます。

(3) 環境の保全・創造に向けた市の取組

オゾン層破壊への対応

特定フロンの 適正な回収・処理

- 特定フロンの適正な回収・処理について普及啓発、指導に努める。生活環境課

酸性雨対策の推進

関連情報の 収集・提供

- 関係機関と連携し、酸性雨の発生状況について、情報収集・把握及び市民への情報提供に努めます。生活環境課

（１）現況と課題

市民や事業者とともに協働による環境保全に取り組むためには、一人ひとりの環境に対する高い意識の形成が重要となります。特にこれからの社会を担う児童・生徒たちについては、郷土環境への愛着、環境の保全と創造のための心得や習慣等を幼いうちから身につけさせていくことが重要となります。また、身近な環境の調査等を通して生活改善への提案を行ったりすることは、「生きる力」の育成にもつながる大切な学習です。

県では、2003 年度(平成 15 年度)に前橋市内に“環境サポートセンター”を開設し、学校や地域における環境学習や環境活動を総合的に支援しています。

市内の各学校では、「総合的な学習の時間」等において“環境保全“を重要なテーマとして、各学校の創意工夫のもとに様々な視点から環境学習が行われています。また、市内の小学校等においては「緑の少年団」を組織しており、自然保護や緑化活動等の取組も行われています。

なお、本市では、「みどり 5 つのゼロ宣言」の達成に向け、環境カウンセラーによる特別授業「みどり 5 つのゼロ推進学習」や市役所職員による出前講座等により学校や地域での学習活動を支援し、人材育成に努めています。

今後もこうした環境学習を継続・定着させていくために、地域の身近な環境に関する資料や情報の収集・提供体制の整備・充実を図るとともに、家庭や学校、地域、事業所等での主体的な環境学習に対する支援方策の充実を図っていく必要があります。



▲こども環境教室の様子



▲環境保全ポスター展表彰式の様子

（２）環境指標

指標項目	現状 2021 年度(令和 3 年度)	目標 2027 年度(令和 9 年度)
群馬県環境アドバイザーの登録者数	16 人	20 人
緑のインタープリター登録者数	3 人	3 人
環境学習イベント開催数	0 回	15 回
環境保全ポスター展応募者数	307 人	300 人

(3) 取組の方向性

- 環境教育・環境学習の促進に必要な情報を効率的・効果的に収集・提供していくため、環境関連図書や資料等の充実を図るとともに、県の環境サポートセンター等の活用を図ります。また、年次報告書や事業報告書を作成・公表し、市内の環境の現状や市の取組について情報提供します。
- 環境学習の場や機会の充実を図るため、環境保全ポスター展や「みどり5つのゼロ推進学習」、出前講座等を行います。また、学校における主体的な学習活動や学習機会の充実を図ります。
- 地域における環境学習や自然観察を促進するための人材の育成・活用方法として、環境アドバイザー・緑のインタープリターの利活用を促進するとともに、地域に根差した指導者の育成に努めます。

(4) 環境の保全・創造に向けた市の取組

環境情報の収集・提供		
環境学習を推進するための図書や資料等の充実	● 市立図書館において、環境学習に取り組むために有効な図書や資料等の充実を図ります。	社会教育課 市立図書館
環境サポートセンター等の活用	● 環境学習や環境保全活動に関する質問や相談、情報提供等に関し、県の「環境サポートセンター」等の活用を促します。	生活環境課
年次報告書（環境白書）の作成・公表	● 市の環境の状況や市が行っている環境保全の取組などを分かりやすく整理した年次報告書（環境白書）を、必要に応じて作成し、公表します。	生活環境課
事業報告書の作成	● 毎年度、市が前年度に実施した環境施策の概要などを取りまとめ、環境の現状等の把握に努めます。	生活環境課
環境学習の場や機会の充実		
環境保全ポスター展の開催	● 毎年度、小中学生の環境問題について考える機会として、環境保全ポスター展を開催します。	生活環境課
出前講座の利用促進	● 「どこでも出前講座」における環境保全に関連する講座の充実を図ります。	生活環境課
学校における主体的な学習活動の促進	● 「緑の少年団」による花壇整備、農業体験などを支援するとともに「こどもエコクラブ」等への参加を各校に呼びかけます。	生活環境課 農 林 課
	● 市内の学校において、児童・生徒や教職員が協力をして省エネ施策を検討し、実現します。	生活環境課 学校教育課
環境学習機会の充実	● 環境カウンセラーによる「みどり5つのゼロ推進学習」や県の移動環境学習車「エコムーブ号」を用いた動く環境教室など、市内の学校において環境学習機会の充実を図ります。	生活環境課 学校教育課
	● 地域における身近な生き物調査等、環境に関する市民の主体的な取組を講師等の紹介を通じて支援します。	社会教育課
生涯学習の取組促進	● 公民館などの社会教育施設で、市民の学習ニーズに基づき環境教育・環境学習に関する講座を積極的に開催するとともに、市民の環境教育・環境学習に対する主体的な活動を支援します。	社会教育課

人材の育成・活用

群馬県環境アドバイザー・緑のインタープリターの活用等

- 群馬県環境アドバイザー・緑のインタープリター等の利活用を通じて、環境学習・自然観察等の促進を図ります。生活環境課
- 環境保全やに関する知識や技術、指導力を有した市民や事業者に対し、群馬県環境アドバイザーへの登録を呼びかけ、活躍機会の拡大を図ります。生活環境課
- 森林や緑づくりに関する広範な知識や技術を有する市民に対し、緑のインタープリターへの登録を呼びかけ、活躍の機会の拡大を図ります。生活環境課

地域における指導者の養成

- 環境保全に関する各種講習会や研修会などの開催や紹介等を通じて、地域における指導者の養成に努めます。生活環境課

環境保全活動

<基本施策> よりよい環境の保全・創造に向けた活動の推進

(1) 現況と課題

市内では、多くの市民団体が環境美化や緑化活動などに積極的に取り組んでいるほか、自然保護や景観保全など、様々なテーマについて自主的な活動が展開されています。

また、事業者の自主的な環境保全、環境負荷低減に向けた取組のツールとして、Plan(計画)→Do(実行)→Check(点検)→Action(見直し)のPDCAサイクルを基本概念とした環境マネジメントシステムがあります。市内では、国際標準規格である「ISO14001」や環境省が推奨する「エコアクション21(EA21)」、県が推奨する「環境ぐんまスタンダード(環境GS)」など、事業規模や事業特性等に応じた環境マネジメントシステムを構築し、事業活動に伴う環境負荷低減に努めている事業所等があります。

市では、こうした市民や事業者の模範として率先して環境負荷低減に取り組むため、市役所職員が行う事務・事業活動などに伴う温室効果ガスの排出抑制に関する行動計画を定め、取り組んでいます。

今後もこうした各主体の自主的な環境保全活動を継続・定着させていくため、各主体の自主的な取組意欲を引き出す、あるいは向上させるような仕組みづくりが必要です。

(2) 環境指標

指標項目	現状 2021 年度(令和 3 年度)	目標 2027 年度(令和 9 年度)
環境保全に関するNPO法人数	6 団体	7 団体以上(増加)
ISO14001認証取得事業者数	3 事業者	4 事業者以上(増加)
エコアクション21認証事業者数	7 事業者	8 事業者以上(増加)
環境GS認定証事業者数	79 事業者	80 事業者以上(増加)
環境パトロール実施回数	156 回	156 回(維持)
環境美化活動実施回数	11 回	25 回
道路愛護活動実施回数	2 回	2 回

(3) 取組の方向性

- 市民や民間団体の取組を促すため、主体的な取組意欲を引き出す、向上させるような仕組み(インセンティブ)づくりに努めます。
- 事業者に対して、環境マネジメントシステムの取組を促進します。
- 市役所は市民や事業者の見本として、率先して温室効果ガスの削減に向けて行動します。
- 市民に対して、本計画に基づく取組を促進するため、説明会や出前講座等の機会を利用して周知徹底に努めます。

(4) 環境の保全・創造に向けた市の取組

市民・民間団体の取組の促進		
世代間交流の促進	● 子どもと高齢者などの世代間交流を通じて、地域の文化や自然など、地域力を向上させるための取組を検討します。	社会教育課
主体的な取組意欲の向上	● 市民への波及効果や取組意欲の向上をねらいとして、環境の現状や優れた環境保全活動の取組の特集記事などを広報紙等で紹介します。	生活環境課
	● 環境美化や緑化活動などに積極的に取り組む個人や団体を顕彰します。	生活環境課
事業者の取組の促進		
環境マネジメントシステムの取組促進	● 商工会等と連携するなどし、事業者におけるISO14001やエコアクション21(EA21)、環境ぐんまスタンダード(環境GS)等の環境マネジメントシステム(EMS)の取組を促進します。	生活環境課 商工課
市の率先実行		
行動計画に基づく取組の実践	● 市が行う事務・事業に関して、職員の行動計画を策定し、率先して温室効果ガス排出の削減に取り組みます。	生活環境課 全職員
計画の周知及び取組の促進		
説明会の開催	● 環境基本計画に基づく取組内容の周知・啓発を目的として、地区別説明会を開催します。	生活環境課
出前講座の利用促進	● 「どこでも出前講座」における環境保全に関連する講座の充実を図ります。	生活環境課

第5章 重点施策

第5章 重点施策

5-1 位置づけとねらい

本計画で掲げる環境像や環境目標の達成に向け、第4章で掲げた施策の実効性をより高めるためには、様々な施策に横断的で多面的な効果が期待され、かつ、その後の発展的な取組や波及効果が期待できる施策を重点的に実施していくことが必要と考えます。

そこで、前述のような施策を重点施策として位置づけ、事業化に向けた調査、検討を行います。

計画の実効性を高め、効果的に環境施策を推進するため、市民や事業者、市(行政)の協働(パートナーシップ)のもとで、それぞれが与えられた役割を主体的に果たしていくための仕組みづくりに努めます。

5-2 重点施策

上記の位置づけとねらいを踏まえ、重点施策を5つ抽出・選定しました。

重点施策1 農地や森林の保全・活用 ～みどりの里づくり～

重点施策2 ごみの減量化・不法投棄対策の推進 ～ごみが少ないまちづくり～

重点施策3 まち美化の推進 ～花とみどりに囲まれたまちづくり～

重点施策4 水環境の保全・向上 ～きれいな水のまちづくり～

重点施策5 地球環境の保全・向上 ～環境負荷が少ないまちづくり～

重点施策6 人材の育成・地域の連帯感の醸成 ～みんなで育む環境まちづくり～

重点施策1 農地や森林の保全・活用 ～みどりの里づくり～

■取組のねらい

農地は、食糧生産の場としてだけでなく、水源かん養や景観保全、多様な生物の生息の場といった様々な公益的機能を有しています。しかし、農業従事者の高齢化や担い手不足、中山間地域における獣害などにより、耕作放棄地が増え、土地の荒廃とともに公益的機能も低下しています。南部の平坦地に広がる農地では、土地利用の混在化に伴い、さらなる農地の減少や生産性の低下なども懸念されています。

特に、笠懸地区や大間々地区南部では、無秩序な土地利用や開発の進行に伴い、一部では悪臭・野焼き問題など、混住化に関連する問題が生じています。今後もこの状態が続くことによる生活環境や営農環境の悪化が懸念されています。

また、本市の総面積の約8割を占める森林も、二酸化炭素吸収等の様々な公益的機能を有していますが、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化等により、森林管理が行き届かなくなり荒廃しつつあります。

このような現状を踏まえ、農地や森林が持つ様々な公益的機能の維持・回復を図り、みどり市に相応しい、生き生きとした農地や森林を目指して、その保全と活用を図ります。

■市の取組

① 農業者と非農家住民のコミュニケーション促進 【農林課】

非農家住民や転入者に対して農村・農業の実情を適切に伝えるとともに、農業者に対して適切な農作業の実施を啓発します。また、農家と周辺住民とのコミュニケーションを促進するための仕組み（農地見学・農業体験等）を検討します。

② 農地・森林等の公益的機能の理解促進 【農林課】

市民農園等で市民が土と自然に親しむことにより農業に対する理解を促進します。また、林業体験型イベントを通じ、市民に森林整備、水源地域の重要性についての理解を促進します。

③ 木質バイオマスの利用促進 【農林課】

未利用間伐材や製材後の端材等を有効活用し、木質バイオマスの利用を促進します。

④ 耕作放棄地の活用検討 【農林課、農業委員会】

耕作放棄地の活用方策について、農地としての復元をはじめ獣害を受けにくい作物の栽培や農地維持のための作業軽減対策としてレンゲ等の緑肥作物の栽培、市民農園など、多面的な観点から検討します。

⑤ 計画的な森林整備の促進 【農林課】

市の「特定間伐等促進計画」に基づき計画的な森林管理を行い、「森林経営管理制度」や「森林環境譲与税」を活用することで森林所有者だけでなく、林業従事者や森林組合等と一体となった森林整備を促進します。

⑥ 農作物残さの適正処理の推進【農林課】

生活環境の改善を図るため、農作物残さの適正処理を推進します。

⑦ 森林資源の循環促進【農林課】

森林の公益的機能の発揮と森林資源を将来にわたり安定的に確保するため、森林資源の循環を促進します。

⑧ 自然の中での体験型学習機会の充実 【社会教育課】

地域における身近な生き物調査等環境に関する取組を講師等の紹介を通じて支援します。

重点施策2 ごみの減量化・不法投棄対策の推進 ～ごみが少ないまちづくり～

■取組のねらい

本市の2020年度(令和2年度)における1人1日当たりのごみ排出量は977gで、県内35市町村中18番目の多さです。本市のリサイクル率は6.0%で、同35番目と低い水準です。市民、事業者、そして市が協働して、5R(Reduce, Reuse, Recycle, Refuse, Respect)の中でも最も重要なReduce(ごみの発生抑制・減量化)に重点的に取り組みます。

また、従来から行っていた看板設置やチラシ配布等を通じた意識啓発を継続しつつ、より実効性のある取組として、重点的な監視・パトロール等に取り組みます。

■市の取組

① 一般廃棄物処理基本計画の策定 【生活環境課】

一般廃棄物処理基本計画に基づき、市民や事業者とともにごみ処理や5Rの取組を計画的に推進します。

② 食育の推進充実 【教育総務課、学校教育課】

市内の学校において食育の最も身近な教材となる学校給食の充実を図るなど、食育を推進し、食べ残しや食品の廃棄を減らしていく意識を高めます。

③ 再使用・再生利用の促進 【生活環境課】

各種リサイクル法や業界の自主的な取組により資源化ルートが確立しているものについて、情報提供の充実により資源化の徹底を図ります。また、事業系ごみやリサイクル可能な古紙類等については、市及び事業者ごとに独自の資源化ルートを開拓し、事業者自らによる資源化と適正な処理を促進します。

④ ごみの組成・処理費用の分析等 【生活環境課】

桐生市清掃センターに搬入されるごみ、特に事業系ごみについて、その組成を調査・分析するなどし、減量化に向けた検討を行います。また、ごみ処理に関するコスト分析及び情報提供等について検討します。

⑤ 不法投棄やごみのポイ捨て防止対策の推進 【生活環境課】

ごみや家電等の不法投棄を特に防止する必要がある区域等は、監視活動を行います。悪質なケースが続く場合は、監視カメラの活用を検討します。また、シルバー人材センターに委託などし、不法投棄の多い場所を中心とした定期的な環境パトロールを実施します。

重点施策3 まち美化の推進 ～花とみどりに囲まれたまちづくり～

■取組のねらい

本市は、みどり豊かな森林に恵まれるとともに、岩宿遺跡や大間々祇園まつりなど史跡や伝統文化なども数多く残され、それらを保全するための活動も行われています。

本市の豊かな自然や歴史・文化を活かしたまちづくりを進めるためには、自ら環境を保全・創造するという観点に立ちつつ、市民・事業者・市などが連携・協力して取組を進めることが求められます。

そこで、従来から行っていた広報紙、パンフレットなどによる啓発活動や環境美化活動への参加促進を通じて環境づくりをさらに進めるとともに、市街地等の緑化を推進し、花とみどりに囲まれた美しいまちづくりを目指します。

■市の取組

① 環境美化活動への参加促進 【建設課、生活環境課】

自治会やボランティア組織等の自主的な美化保全を行う団体に対し、県が行う「花と緑のクリーン大作戦」や渡良瀬川流域自治体と連携して行う「渡良瀬川クリーン運動」など、環境美化活動への参加を促進するほか、環境美化活動に取り組む行政区に環境美化活動事業補助金の制度による支援を行います。

また、こうした活動に積極的に取り組む個人や団体を顕彰します。

② 市街地等の緑化の促進 【生活環境課、農林課、建設課】

主要道路沿道における歩道の整備にあわせて、街路樹の植樹を推進します。

市街地の緑化や夏場における室内の温度上昇の緩和などを目的として、公共施設等への緑のカーテン設置を促し、緑化意識の高揚と環境緑化の推進を図ります。

また、苗木の配布を実施し、緑化意識の高揚と環境緑化の推進を図ります。

③ ふんの放置防止に向けた意識啓発 【生活環境課】

散歩時等におけるペットのふんの後始末などについて、広報紙やパンフレット、啓発看板の配布等を通じて、ルールやマナーの向上に努めます。また、犬や猫などの適正な飼育・管理を行うため、避妊や去勢等の措置や鑑札等の装着などについて普及啓発を図ります。

④ 空き家、空き地の適正管理 【生活環境課】

空き家や空き地などについて、管理者に対して除草や衛生害虫の予防・駆除等の適正管理を啓発・指導します。

重点施策4 水環境の保全・向上 ～きれいな水のまちづくり～

■取組のねらい

足尾山塊を源流として、本市の北部から南東部へと流れる渡良瀬川は、市域内で合流する中小河川も多く、利根川水系最大の支川として、流域住民の飲料水や農業用水など大切な水源となっています。豊かな自然をもたらすだけでなく、川沿いを走るわたらせ渓谷鐵道や景勝地高津戸峡などとも合わせ、本市のシンボリックな存在となっています。また、本市には、2005年(平成17年)にダム湖100選に選ばれた草木湖や、南部の風致地区にも指定されている阿左美沼など有数の湖沼もあり、水が作り出す美しい環境にも恵まれています。

一方で、流域の宅地化や生活様式の変化などにより、雑排水が、水路や側溝を通して河川や湖沼へ流入することや、捨てられたごみなどによる水質の悪化等が懸念されています。

また、本市の公共下水道処理人口普及率は29.0%〔2022年(令和4年)3月末現在〕であり、合併処理浄化槽や農業集落排水等を含めた污水处理人口普及率も65.9%と、県内他市と比べても遅れている状況です。下水道等の整備による雑排水の河川等への流入防止とともに、ごみの不法投棄の防止に努めるなど、水質の浄化、水環境の保全・向上を目指します。

■市の取組

① 環境美化に関する意識啓発 【農林課、建設課、生活環境課】

渡良瀬川流域自治体と連携して行う「渡良瀬川クリーン運動」への参加を促進するほか、河川や池沼など、豊かな自然が残されている水辺を適切に保全します。また、観光やレクリエーション等で訪れる人々に対し、看板等の設置を通じて、ごみの持ち帰りを促すなど、環境美化に関する意識啓発を図ります。

② 地域に応じた生活排水処理対策 【都市計画課、建設課】

公共下水道、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設について、各地域の特性に応じた最も適した整備手法を選択し、生活排水処理を効率的に推進します。また、市内を流れる小河川や水路について、市民の身近な憩いややすらぎの場となるよう、生態系に配慮した多自然型の河川整備を進めます。

③ 雨水利用の推進 【生活環境課】

家庭や事業所における雨水貯留や利活用について、関係部局との調整、研究を検討します。

重点施策5 地球環境の保全・向上 ～環境負荷が少ないまちづくり～

■取組のねらい

今日における環境問題は、地球規模の問題まで多用化・複雑化しています。これらの問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄という私たちの身近な生活様式に起因していることが多く、特に地球温暖化については、私たちの生活活動に伴って発生する二酸化炭素が大きな原因となっており、その解決には、市民・事業者・市が協力し、一体となって取り組むことが求められています。

本市における2019年度(令和2年度)の二酸化炭素排出量は約256千トンであり、2013年度(平成25年度)の333千トンに比べ約23.1%減少しています。

本市では、地球温暖化対策の積極的な取組対応として、2021年(令和2年)3月に「第3次みどり市地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの削減に取り組んできました。

温室効果ガスの排出傾向を踏まえると、特に家庭や事業所からの温室効果ガスの排出を抑制していく必要があります。また、自動車に依存した生活様式が定着している本市では、電気自動車に代表されるエコカーへの更新やエコドライブの実践などの環境に配慮した自動車利用の促進と、公共交通機関の利用促進を図っていく必要があります。

温室効果ガス排出抑制に向けた取組として、太陽光発電システムに代表される新エネルギーシステムや緑のカーテン普及事業などを行って地球環境の保全・向上を目指します。

■市の取組

① 地球温暖化防止に関する意識啓発 【生活環境課、財政課】

エネルギーの効率的な利用を推進するため、市が率先して省エネ行動に努めるとともに、CO₂排出量の削減に大きな影響を及ぼす住宅や建築物の省エネ化や、家電製品への省エネ機器の普及促進を図ります。再生品については、エコマーク、グリーンマーク等各種環境事業の対象となっているものの使用に努め、職員に対し、公共交通や自転車・徒歩等による「エコ通勤」の実践を呼びかけます。

公共施設において、LED照明等の省エネ機器の導入を推進します。

② 再生可能エネルギーの普及推進 【生活環境課・農林課】

住宅用新エネルギーシステム等設置補助事業を推進し、太陽光などの再生可能エネルギーの普及に努めるとともに、市産材を活用した木質バイオマス産業を促進させ、エネルギーの地産地消を図ります。また、市有地及び公共施設へ太陽光発電システムや木質バイオマスボイラー等を導入して、再生可能エネルギーの普及促進を図ります。

河川や農業用水路等の既存の水利用設備の高低差を利用した小水力発電をはじめとする自然エネルギーを活用した設備の導入について、規模・用途に応じた検討をするよう努めます。

③ 環境負荷の少ない自動車の利用促進 【財政課】

環境負荷の少ない自動車利用を促進するため、電気自動車に代表されるエコカーの普及など環境に配慮した自動車利用を促進していきます。市の公用車として、電気自動車等の低公害車の導入に努めます。

公共施設に急速充電器を設置することにより、電気自動車の普及を促進しCO₂の排出量の削減を図ります。

重点施策6 人材の育成・地域の連帯感の醸成 ～みんなで育む環境まちづくり～

■取組のねらい

本市の良好な環境を保全するためには、市民のすべてが環境保全を自らの問題としてとらえ、各主体が協働して取り組むことが重要です。そのためには、将来を担う子どもたちへの教育や、地域や家庭での教育を積極的に進め、地域に根ざした人材を育成していくことが重要です。

また本市では、市街化が進むにつれて混住化が進展しました。その結果、人と人との繋がりが希薄化し、農業に対する周辺住民の理解も得にくくなりました。本市の解決すべき重要課題の一つである遊休農地等の解消についても、農家のみではなく、地域が連携して取り組む必要があります。

今、まさに地域の連帯感を高めるための取組が必要とされています。市民一人ひとりが郷土の環境や地域に対する理解を深め、連携して郷土の良好な環境の保全を推進します。

■市の取組

① 世代間交流の促進 【社会教育課】

子どもと高齢者などの世代間交流を通じて、地域の文化や自然など、地域力を向上させるための取組を検討します。

② 地域における指導者の養成 【生活環境課】

環境保全に関する各種講習会や研修会などの開催や紹介等を通じて、地域における指導者の養成に努めます。

③ 群馬県環境アドバイザーの利活用等 【生活環境課】

群馬県環境アドバイザー等の利活用を通じて、環境学習の促進を図ります。また、環境保全等に関する知識や技術、指導力を有した市民や事業者に対し、群馬県環境アドバイザーへの登録を促し、活躍機会の拡大を図ります。

④ 学校における主体的な学習活動の促進 【生活環境課、農林課、学校教育課】

市内の学校において、児童・生徒や教職員が協力をして主体的な省エネ施策を検討し、実現します。また、「緑の少年団」の花壇整備や農業体験などに、情報提供や資材提供を行い、活動を支援するとともに「こどもエコクラブ」等への参加を各校に呼びかけます。更に、環境カウンセラーによる「みどり5つのゼロ推進学習」や県の移動環境学習車「エコムーブ号」を用いた動く環境教室など、市内の学校において環境学習機会の充実を図ります。

⑤ 生涯学習・出前講座の利用促進等 【社会教育課、生活環境課】

地区公民館などの社会施設を活用して、生涯学習等の一環として環境教育・環境学習の取組を促進します。また、「どこでも出前講座」における環境保全に関連する講座の充実を図ります。

第6章 計画の推進・進行管理

6章 計画の推進・進行管理

6-1 計画の推進

計画の実効性を高め、効果的に環境施策を推進するため、市民や事業者、市(行政)の協働(パートナーシップ)のもとで、それぞれが与えられた役割を主体的に果たしていくための仕組みづくりに努めます。

(1) 有識者による専門的立場からの提言・助言【みどり市環境審議会】

本計画に基づく各種環境施策の実行・推進について、専門的立場から審議を行うとともに、広い見識を持って提言や助言を行う機関として、みどり市環境審議会を活用します。

(2) 庁内の連携・調整による環境政策の全庁的な推進

本計画を含め、市の環境政策に関する関係各課で庁内調整会議を実施します。計画に位置づけた施策や事業の進捗状況の点検を行うとともに、課題の解決に向けた組織横断的な取組の推進を図ります。

(3) 市民・事業者等への取組促進【どこでも出前講座】

本計画に基づく取組内容の周知・啓発を目的として、どこでも出前講座などを開催します。

(4) 各主体の取組促進

本計画を着実に推進し、効果を上げていくためには、市民や事業者、滞在者等の環境保全施策に対する理解と積極的な参画が必要となります。そのためにも、市は本計画の目的や取組内容等について、市民や事業者、滞在者、関係機関等に対して広く公表するとともに、その趣旨の徹底に努めます。

また、市民や事業者等が組織する民間団体が自発的に行う自然保護活動やリサイクル活動などの環境保全活動が促進されるよう、市は適切な促進策を検討するものとします。

【参考】 みどり市環境基本条例 自発的活動の促進

第15条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う自然保護活動、リサイクル活動その他の環境の保全等を図るための活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

6-2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、計画(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→改善(Action)というPDCAサイクルを基本とし、施策や事業の継続的改善を図ります。

(1) 環境指標の活用と充実

「第4章 みどり市の環境施策」で定めた環境指標を活用し、毎年度の進行管理において定量的に環境施策の進捗状況や目標の達成状況を点検・評価するとともに、さらに適切に評価できるように指標の充実に努めます。

(2) 計画の進捗状況の点検・公表

本計画の実行性を客観的に担保するため、環境の現況や施策の実施状況等を定期的に点検・評価し、その結果を環境審議会等に報告します。また、みどり市環境基本条例第10条の規定に基づく年次報告書については、必要に応じて、作成・公表するものとします。

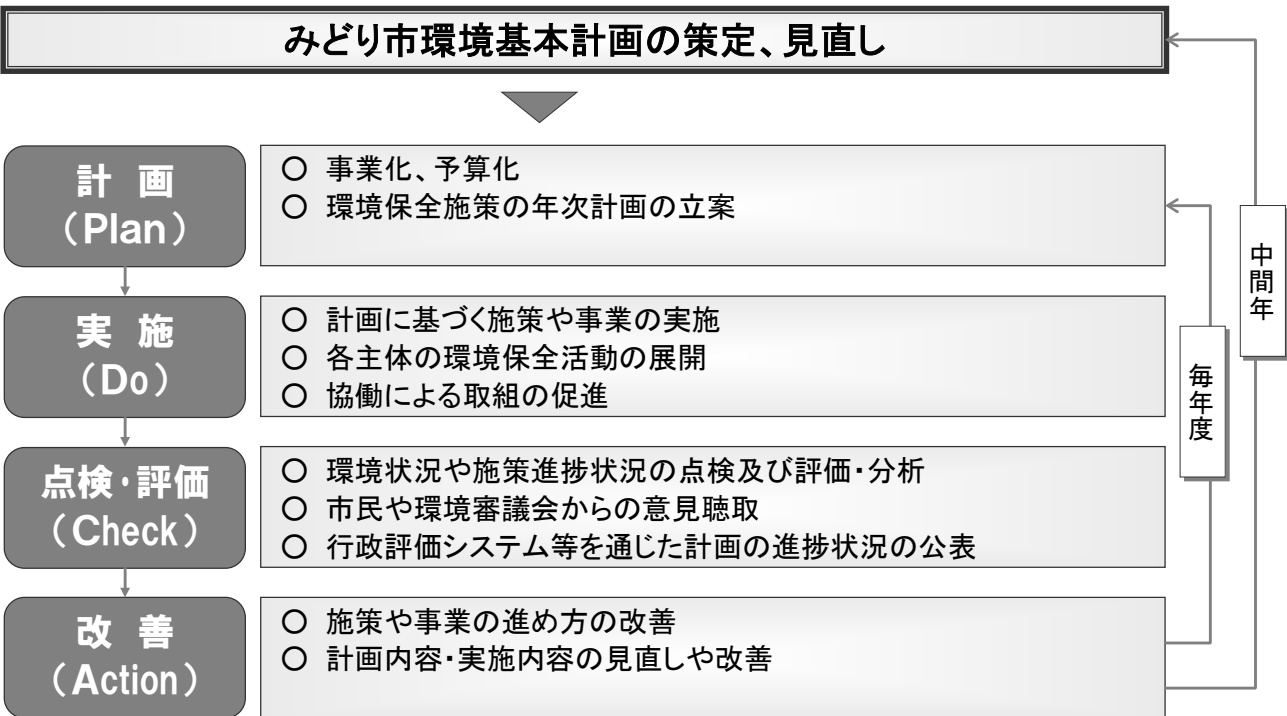
なお、広報紙やホームページ等の様々な媒体を通じて広く情報を提供するとともに、市民や事業者等の意見聴取に努めながら、計画の進捗状況の管理を適正に行います。

【参考】 みどり市環境基本条例 報告書

第10条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき講じた施策を明らかにするための報告書を作成し、これを公表するよう努めるものとする。

(3) 計画の見直し

本市を取り巻く環境や社会の状況の変化に応じて、市民等の意見を反映しながら、みどり市環境審議会に諮り、施策や目標などの見直しを行います。



6-3 財源確保と健全な財政運営

目指す環境像の実現に向け、計画に掲げる施策や事業を安定的かつ継続的に推進していくためには、適切な財政措置が必要です。

本市の厳しい財政状況の中でも本計画に掲げる多様な環境保全施策を着実に推進していくため、以下に示す手法を活用するなどし、円滑な計画推進を財政面から担保するように努めます。

(1) 国や県、各種法人等の補助・支援制度の活用

事業の実施・推進に必要な財源を確保するため、国や県、各種法人等における市町村を対象とした環境保全に関する補助制度や支援制度の情報を幅広く収集し、積極的に制度の活用を検討します。

(2) 市の基金制度の活用

本市には、自然環境の保全や、景観の維持、再生、省資源・省エネルギー化の推進などに関する事業に活用可能な「みどり市ふるさと思いやり基金」、住み良い地域づくりを目的とした事業の推進に活用可能な「みどり市ふるさとづくり基金」、新エネルギーの普及促進や環境分野に係る各種事業の推進などに関する事業に活用可能な「みどり市新エネルギー基金」があります。

これらの基金制度を活用し、環境の保全及び創造に関する事業を効果的に推進していくとともに、ふるさと思いやり寄附金への協力を広く募るための方策を検討します。

(3) 行政と市民等との連携

日々変化する今日の環境問題に対し、本計画に基づき迅速かつ適切に対応していくためには、それ相当のコストがかかります。本市の厳しい財政状況の下、こうした需要すべてに行政だけで対応することは現実的には困難です。

そこで、環境保全等に関する事務・事業の民営化や外部委託化などの行政と市民・事業者との役割分担を検討するとともに、情報提供等を通じた市民等の参加と協働を進め、財政負担を抑えつつ事業の効率的・効果的な推進に努めるものとします。

(4) 経済的手法の導入、普及促進

環境保全等に関する費用を抑制しつつ効率的・効果的に取組を進めていくための手法として、「ESCO (Energy Service Company) 事業」、「カーボン・オフセット」等の経済的手法の導入・普及促進を検討します。

6-4 各種計画との連携

この計画は、環境の保全及び創造に関するみどり市の最も基本となる計画であり、他分野の行政計画や行政施策であっても、本計画との間で環境の保全等に関しては整合が図られている必要があります。

このため、市の他の行政計画・行政施策のうち、環境の保全及び創造に関する部分については、本計画の基本的な方向に沿って策定・推進するとともに、必要に応じて見直しを図ることとします。

【参考】 みどり市環境基本条例 環境基本計画との整合

第 11 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

6-5 国や県、近隣自治体との連携

廃棄物対策や河川の水質浄化対策、地球温暖化対策など、広域に及ぶ環境問題に取り組むにあたっては、国や県、周辺自治体等との連携の下、両毛六市環境保全連絡協議会や東毛地域環境行政連携ネットなどの既存組織を活用し、効果的に施策を推進していきます。

【参考】 みどり市環境基本条例 国、県及び他の地方公共団体との連携

第 17 条 市は、環境の保全等を図るために広域的な取組が必要とされる施策について、国、県及び他の地方公共団体と連携して、その推進に努めるものとする。

資料編

【資料】第2次みどり市環境基本計画（後期基本計画） [環境指標一覧]

【環境目標】（自然環境）みどり豊かで人と自然が共生できるまち

○森林環境（基本施策）恵み豊かな森林づくりの推進 [P. 25]

指標項目	現状 2020 (R2) 年度	目標 2027 (R9年度)
森林面積	16,522ha	16,522ha(維持)
(内民有林面積)	15,809ha	15,809ha(維持)
間伐面積(年間)	168ha	203ha
保安林面積(水源かん養保安林)	7,248ha	7,248ha(維持)

○身近な自然（基本施策）みどり豊かで多様な自然環境の保全 [P. 27]

指標項目	現状 2021 (R3) 年度	目標 2027 (R9年度)
自然環境保全地域の指定数	2か所	2か所
自然環境保全地域の面積	756ha	756ha
耕作放棄地の面積	64ha	20ha

○動植物・生態系（基本施策）健全な生態系の維持、生物多様性の確保 [P. 30]

指標項目	現状 2021 (R3) 年度	目標 2027 (R9年度)
鳥獣保護区の指定数	2か所	2か所
鳥獣保護区的面積	325ha	325ha
鳥獣による農林水産等の被害金額	5,734万円	5,700万円以下(減少)

【環境目標】（生活環境）健やかで安心して暮らせるまち

○大気環境（基本施策）良好な大気環境の維持・保全 [P. 34]

指標項目	現状 2021 (R3) 年度	目標 2027 (R9年度)
二酸化窒素(NO ₂)	0.01ppm	0.04ppm以下[環境基準達成]
浮遊粒子状物質(SPM)	0.031mg/m ³	0.10mg/m ³ 以下[環境基準達成]
光化学オキシダント(OX)	0.096ppm	0.06ppm以下[環境基準達成]

○水・土壌環境（基本施策）良好な水・土壌環境の維持・保全 [P. 35]

指標項目	現状 2021 (R3) 年度	目標 2027 (R9年度)
渡良瀬川のBOD	1.0mg/l	2mg/l以下[環境基準達成]
草木湖のCOD	1.3mg/l	3mg/l以下[環境基準達成]
阿左美沼のBOD	1.5mg/l	8mg/l以下[環境基準達成]
污水处理人口普及率	65.9%	74.5%
公共下水道普及率	29.0%	34.0%
合併処理浄化槽処理人口	17,574人	19,374人
合併処理浄化槽設置基数累計	6,206基	8,883基

○廃棄物（基本施策）5Rと適正な廃棄物処理の推進 [P. 39]

指標項目	現状 2020 (R2) 年度	目標 2027 (R9年度)
1人1日当たりのごみの排出量	977g	857g
ごみ総排出量	17,911t	14,609t
集団回収量	544t	1,018t
集団回収登録団体数	86団体	86団体(維持)
リサイクル率	6.0%	13.5%
容器包装廃棄物分別収集量	519t	453t
古紙分別収集量	2021 (R3) 年度実績 933t	1,219t
生ごみ処理機購入助成件数(累計)	2021 (R3) 年度実績 210件	390件

○身近な生活環境（基本施策）身近な生活環境の保全・向上 [P. 42]

指標項目	現状 2021 (R3) 年度	目標 2027 (R9年度)
公害苦情件数	87件	40件
（内「野焼き」に関する苦情件数）	5件	0件
（内「悪臭」に関する苦情件数）	3件	0件
（内「騒音振動」に関する苦情件数）	4件	0件

○放射性物質（基本施策）放射性物質からの生活環境の保全 [P. 44]

指標項目	現状 2021 (R3) 年度	目標 2027 (R9年度)
空間線量の年間平均値	0.052 μ sv/h	0.23 μ sv/h [環境基準達成]

【環境目標】（快適環境）調和のとれたゆとりと潤いのある快適なまち

○都市的環境（基本施策）開発と環境の調和のとれた、緑あふれる街並みの保全・整備 [P. 45]

指標項目	現状 2021 (R3) 年度	目標 2027 (R9年度)
1人当たりの都市公園面積	1.1 m^2	3.1 m^2
都市公園数	2か所	3か所
都市公園面積	5.5ha	15.2ha
風致地区数	3か所	3か所
風致地区面積	151ha	151ha
緑のカーテン設置施設数	59施設	59施設(維持)

○歴史・文化的環境（基本施策）歴史・文化的環境の保全・継承 [P. 48]

指標項目	現状 2021 (R3) 年度	目標 2027 (R9年度)
文化財等を活用したイベント参加者数	598人	2,000人
登録指定文化財数	86件	90件
（内指定史跡数）	13件	14件
（内指定・登録有形文化財数）	60件	63件
（内指定天然記念物数）	9件	9件(維持)
（内指定無形民俗文化財数）	4件	4件

○まち美化（基本施策）誰もが気持ちよく暮らせるまちの実現 [P. 50]

指標項目	現状 2021 (R3) 年度	目標 2027 (R9年度)
「花と緑のクリーン大作戦」の参加団体数	3団体	10団体
「渡良瀬川クリーン運動」の参加者数	188人	200人
「空き地の倒木繁茂や草茫々」に関する苦情件数	37件	30件
「不法投棄」に関する苦情件数	5件	0件

【環境目標】（地球環境）地域から地球環境の保全に貢献するまち

○地球温暖化（基本施策）地域からの行動による地球温暖化防止への貢献 [P. 53]

指標項目	現状 2021 (R3) 年度	目標 2027 (R9年度)
市の事務・事業に伴うCO2排出量	13,897t-CO ₂	7,786t-CO ₂
住宅用太陽光発電システム設置件数(累計)	931件	1,115件
住宅用リチウムイオン蓄電池設置件数(累計)	239件	545件
住宅用ペレットストーブ・薪ストーブ設置件数(累計)	14件	45件
廃食用油回収量	4,247リットル	4,247リットル(維持)
公用車の低公害車導入台数(累計)	21台	29台
バス利用者数	21,360人	38,600人
LED防犯灯の設置基数	4,357基	4,700基
市役所エコ通勤 燃料(ガソリン・軽油)削減量	40,587リットル	42,700リットル

【環境目標】（環境保全に取り組むための基盤づくり）
ともに学び行動する環境にやさしいまち

○環境教育・環境学習（基本施策）環境保全について自ら考え行動できる人の育成 [P. 58]

指標項目	現状 2021 (R3) 年度	目標 2027 (R9年度)
群馬県環境アドバイザーの登録者数	16人	20人
緑のインタープリター登録者数	3人	3人
環境学習イベント開催数	0回	15回
環境保全ポスター展応募者数	307人	300人

○環境保全活動（基本施策）よりよい環境の保全・創造に向けた活動の推進 [P. 61]

指標項目	現状 2021 (R3) 年度	目標 2027 (R9年度)
環境保全に関するNPO法人数	6団体	7団体以上(増加)
ISO14001認証取得事業者数	3事業者	4事業者以上(増加)
エコアクション21認証事業者数	7事業者	8事業者以上(増加)
環境GS認定証事業者数	79事業者	80事業者以上(増加)
環境パトロール実施回数	156回	156回(維持)
環境美化活動実施回数	11回	25回
道路愛護活動実施回数	2回	2回

第 2 次みどり市環境基本計画<後期計画>

- 令和 5 年度～令和 9 年度 -
(2023 年度～2027 年度)

みどり市 市民部 生活環境課

〒379-2395 みどり市笠懸町鹿 2952 番地

電話 0277-76-0985 FAX 0277-76-9813

E-mail: seikatsukankyo@city.midori.gunma.jp

令和 5 年（2023 年）3 月策定